

令和六年山形県議会九月定例会予算特別委員会会議録

令和六年九月二十七日（金曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
石黒	覚	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
煤津	博士	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子 君
副知事	平山雅之 君

企業管理者	松	澤	勝	志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠	之	君
総務部長	岡	本	泰	輔	君
みらい企画創造部長	小	中	章	雄	君
防災くらし安心部長	中	川		崇	君
環境エネルギー部長	高	橋		徹	君
しあわせ子育て応援部長	西	澤	恵	子	君
健康福祉部長	柴	田		優	君
産業労働部長	岡	崎	正	彦	君
観光文化スポーツ部長	大	泉	定	幸	君
農林水産部長	星		里	香子	君
県土整備部長	小	林		寛	君
会計局次長	佐	藤	泰	宏	君
財政課長	大	村	敏	弘	君
教育長	高	橋	広	樹	君
警察本部長	鈴	木	邦	夫	君
代表監査委員	松	田	義	彦	君
人事委員会事務局長	荒	木	泰	子	君
労働委員会事務局長	鈴	木	和	枝	君

午前 十時 零分 開 会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

小	松	伸	也	委 員
木	村	忠	三	委 員

のお二人をお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。阿部恭平委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

阿部恭平委員。

○阿部（恭）委員 おはようございます。自由民主党の阿部恭平です。

初めに、令和六年七月の豪雨災害においてお亡くなりになられた方々と御遺族の皆様に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に関心よりお見舞い申し上げます。あわせて、災害復旧復興に御尽力いただいております全ての関係者の皆様に感謝申し上げます。

また、本日は自由民主党総裁選の投開票日でもあります。一つ私、最近感銘を受けた言葉を御紹介させていただければと思います。

「道を選ぶとき、どちらが正解でどちらが不正解なのか、どちらが成功でどちらが失敗なのかを悩むのではなく、どちらの道を選ぶとも成功させるんだという強い気持ちと努力が重要なのだ」という言葉であります。総裁選挙、政治、行政に限らず、全てに通ずる言葉と感じました。

この場に、総裁選挙に関わるかちょっとまだ分かりませんが、どなたが総裁に当選されても、自由民主党の一員として、県民の皆様のため、日本のために気を引き締め尽力していくことをお約束申し上げ、質問に移らせていただきます。

初めに、防災・減災対策についてのうち、住宅への水害対策支援についてお聞きいたします。

豪雨災害が本県のみならず全国的に頻発化しており、少し前までは千年に一度と言われていた豪雨災害が数年ごとに起こっていたのが、今や一年もたないうちに何度も豪雨災害が起きてしまっている状況です。まずは、国、県、三十五市町村の総力を挙げて抜本的な治水対策をより早く進めていただければと思います。

一方で、抜本的治水対策、例えば堤防整備などは予算も大きいですし、予算確保、調査、計画策定、施工期間と含

めると複数年以上と長く、効果が出るには時間がかかるのは皆様も承知のとおりだと思います。しかし、災害はいつ起きるか分かりませんし、今後、気候・環境がよくなるという保証もありません。迅速に効果を発揮する水害対策も並行して必要と考えます。

そこでまず、住宅への水害対策です。

私は、令和二年豪雨災害時に自宅が床下浸水し、当時の事務所や車庫が一メートルくらい浸水しました。土のうを車庫のシャッターの前に何十個も置き、事務所の扉の前にも置いたのですが、浸水を防ぐことができず、結果、泥だらけ、水だらけとなりました。

令和二年豪雨災害時には河北町で、今年は戸沢村で災害ボランティアをさせていただきました。皆さんも分かると思いますが、水を吸ったものは本当に重たいです。畳であったり布団であったり。あんなものを一人で片づけるなんというのは到底無理な話です。床上浸水を床下浸水に被害を抑えるだけでも、被災された方にとっては、精神的にも肉体的にも、金銭的にも大きな差があります。

そこで、とにかく家に水が入ってこないようにすれば被害が減るのではと考えました。

調べてみると、耐水害住宅という住宅があります。簡単に言えば、浸水しない、浸水しにくい住宅ですが、設備として防水扉、フロート弁つき床下換気口、排水逆流防止弁、耐水圧ガラス、室外機等を高い位置に設置するなどが備わった住宅です。現に、令和四年、静岡市で、ある住宅が床上まで水が上がってきたようですが、住宅への浸水は一切なかったとのことでした。

あるいは、すぐにできる対策としては、水や泥を通さない床下換気口の設置、窓への防水シートの設置、敷地内外や玄関前への止水板の設置、隙間からの水の浸入を防ぐ防水テープなどもあります。例えば、浸水を防ぐ床下換気口は一つ一万円から三万円はします。住宅に床下換気口は何口もありますし、なかなか個人が簡単に購入できる金額でもありません。しかし、すぐにできる防災・減災対策として支援をするべきではないでしょうか。

また、こういった今すぐにでもできる対策を知らない県民の方々も多いのではないのでしょうか。私も被災してから調べて知りました。

短期から中期的に住宅の耐水害住宅化を進め、超短期的にできる防災・減災道具や設備への購入・設置・支援などが必要ではないのでしょうか。

耐水害住宅の推進、既存の住宅への水害対策への購入や設置に係る支援や水害対策の周知を行うべきと考えますが、県土整備部長にお伺いします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 住宅への水害対策支援についてお答え申し上げます。

現在、県におきましては、水害に備えた住宅の事前防災対策への助成制度はございませんが、県内の一部市町村では、水害対策にも有効な住宅への助成制度を設けている事例がございます。具体的には、尾花沢市や河北町では、雪対策と併せて家屋への浸水被害の軽減にも効果がある高床式住宅の工事費の一部について助成を行っております。

また、委員からお話のございました、住宅における水害対策への支援につきましては、全国的にも事例があり、例えば、福島県の郡山市や茨城県の日立市、愛知県の岡崎市などにおいては、止水板等の設置費への補助制度を創設し、市民の自助活動を支援する取組があると承知しております。

県としましては、今後、このような事例について、国、県、市町村等関係機関で構成する流域治水協議会の場を活用して周知していくとともに、それぞれの対策の効果検証と併せて、市町村の取組に対する支援の在り方について勉強していきたいと考えております。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。

全国的にもそういった支援も既にごございますので、ほかの県がどうだからというわけではございませんが、本県としてももう全県的に被害が増えてきている状況ですので、今、部長からも答弁ございましたけれども、周知とともに支援の在り方を検討していくということでしたので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。また、予算はやっぱり有限ですので、近年の被害状況ですとか浸水ハザードマップなども参考にしつつ支援を検討していただければと思います。

また、今回は住宅について質問させていただきましたが、事業所にも同様のことが言えますので、規模は違いますが、事業所への浸水対策支援も御検討をよろしくお願いいたします。

次に、内水氾濫への対策についてお聞きいたします。

国土交通省のデータによりますと、全国の水害被害、平成二十四年から令和三年までのうち、住宅の浸水棟数の原因が、内水氾濫が六〇%、それ以外の洪水氾濫等が四〇%となっております。私は、詳細なデータは持ち合わせておりませんが、本県においても内水氾濫被害が多くなってきているのではと不安視しているところであります。

内水氾濫対策として様々な方法が考えられると思います。河道掘削、田んぼダムを整備、雨水貯留施設の整備、排水能力の強化などがあります。私は、このうち排水能力の強化について述べさせていただければと思います。

今年の五月に、柴田正人議員と鈴木学議員と一緒に栃木県下野市にある企業を視察させていただきました。その企業は、消防ホースや救助工作車など防災に関する製品の開発製造を手がけている企業でありまして、特に可搬式ポンプについて視察させていただきました。

こちら、今表示させていただいているのがその可搬式ポンプ、ユニットになっておりまして、(画像を示す)こちらが取水するときの仕組みでして、これが排水しているところでございます。こちらが全体の事例なんですけれども、こちらの資料を見ながらお聞きいただければと思います。

その可搬式ポンプの特徴、長所を挙げますと、まず一つに排水能力が高い。費用は後ほど申し上げますが、このユニットを三ユニット設置しますと、毎秒二・二五立米、二・二五トンです——を排水することができます。ちなみに、私の地元河北町には渋川排水機場という排水機場があるのですが、こちらの排水能力は毎秒二・〇立米、二・〇トンであります。また、こちらのユニットは油圧式のため、電動式と違い、高低差があっても排水の能力が落ちにくいとのことでした。

二つ目に、人手が少なく稼働できる。この可搬式ポンプのシステムは、最初の設置にこそ人手が必要ですが、設置後は水位に合わせて自動的に稼働します。設定値を上回れば自動的に排水し、設定値を下回れば排水をストップします。人が常駐しなくてもよく、人の安全性も確保することができるわけであります。

三つ目に、整備にかかる時間が短い。排水機場を整備するには複数年かかりますが、この可搬式ポンプの整備は単年度で完了することが可能です。

最後に四つ目、整備費用が比較的安く抑えられる。同等規模の排水機場を整備するには約四億円から八億円かかるとのことであり、こちらの可搬式ポンプは、工事費込みで三・五億円で整備できるとのことでした。

このように、可搬式ポンプでありながら小規模排水機場と同等のレベルを有する排水能力があり、比較的短期間で費用を抑えて整備することができます。本県や市町村でもポンプを配備しているところがありますが、各市町村から国や県にポンプ車の要請をすることが多いのではないのでしょうか。また、要請をしても、一〇〇%全ての自治体にポンプが配備できる台数状況にもなっておりません。今後の抜本的な治水対策と併せて、市町村ごとでの配備が必要ではないのでしょうか。

しかし、整備するにしても、課題として財源の確保が挙げられます。例えば、先ほど申し上げました毎秒二・二五立米の整備費用は三・五億円ですが、国の事業である緊急自然災害防止対策事業債を活用しますと、充当率一〇〇%、交付税措置七〇%、一般財源三〇%と、自治体の実質負担は三〇%となります。三〇%といいますが、三・五億円の三〇%です。一億五千万円はかかる計算となります。排水機場を整備するよりはよいですが、それでも市町村で負担するのはなかなか厳しいです。この国の事業が令和七年度までとなっております。

そこで、県として、国に対して緊急自然災害防止対策事業債の延長と拡充の要望と、県としても可搬式ポンプ等の内水氾濫対策について支援するべきと考えますが、今後の内水氾濫対策について県土整備部長にお伺いします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

内水対策につきましては、水防管理団体である市町村が主体となって対応しており、豪雨により浸水が発生した際、被害の軽減や浸水の早期解消を図るため、県内の市町村においては排水ポンプを保有し、対応に当たっております。

令和五年度末時点で、山形市、酒田市、大石田町、鮭川村など、県内十三の市町村で保有しており、毎分二トン——毎秒ではなく、毎分二トンから十トン程度の小型で扱いやすい排水ポンプを複数台保有することで、機動的に運用している市町村も多く見られるところでございます。さらに、今年度は川西町において可搬式排水ポンプを新たに購入するなど、近年の豪雨災害を踏まえ、着実に導入が進められております。

なお、これら排水ポンプの導入に当たっては、防災関連の交付金制度や、委員御指摘の緊急自然災害防止対策事業債といった財源に有利な起債制度が活用されているところでございます。

一方、委員御指摘のとおり、この財源の一つである緊急自然災害防止対策事業債は令和七年度が期限とされていることから、県では、引き続き治水対策を着実に推進するための財源を安定的に確保できるよう、政府に対し提案しておるところでございます。

また、河川管理者におきましては、河川からの溢水・越水に対応することを主な目的に、国土交通省では排水ポンプ車十三台、県では可搬式排水ポンプ九台を保有しております。これらの排水ポンプは、要請に基づき内水の排水作業にも活用するなど、市町村を支援しているところでございます。

県といたしましては、市町村の排水ポンプの導入促進に向け、必要な財源を確保できるよう、今後も機会を捉えて政府への働きかけを行うとともに、政府の支援制度の周知を行うなど、市町村と連携した内水対策に引き続き取り組

んでまいります。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 御答弁ありがとうございました。

政府への要望は、こちらは引き続き強く要望していただければと思います。

一点、今の部長の答弁の中で、県としてどういうふうに支援していくのか、金銭的な面になってしまうんですけれども、そこら辺が触れられていなかったかなと感じたところでございます。

その点、財源の分、県の財源の分、もう一度お聞きできますでしょうか。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 答弁のほうで、各市町村のほうでいろいろ排水ポンプを導入していただいているんですが、先ほど委員御指摘いただいた毎秒二・二五トンの排水ポンプ車はかなり高額なんですけど、今、市町村で導入していただいている毎分三トンとかそういうポンプについては数百万円というか、四百万円といった世界で導入されているというふうにお伺いしております。

ケース・バイ・ケースによるところだと思いますけれども、要は、狭い道をその排水ポンプ車が入っていかないといけないという、そういった現地の状況を踏まえながら、各市町村でどういう排水ポンプ車、排水ポンプを導入していくかというのをそれぞれ検討していただくことになろうかと思っておりますので、それぞれの地域の事情に応じてやっていただいているというふうにご認識しているところでございます。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 まさしくケース・バイ・ケース、おっしゃるとおりだと思います。車が入れるところ、入れないところあると思います。そういったところを市町村のほうにぜひ聞いていただいて、毎分の容量で足りるのか、それとも私が申し上げましたとおり毎秒トンのレベルが必要なのか、こういったことを踏まえて市町村とぜひ話し合いをしていただいて、県としての支援も検討していただければと思います。

部長、ありがとうございました。

次に、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備についてのうち、協議会の運営方法についてお聞きいたします。

今表示させていただいている資料は、その協議会の概要と仕組みの概要になっております。（画像を示す）

現在、河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に向けて、県と寒河江市が協議会を設置し検討していることと認識しております。協議会は、吉村知事と佐藤市長を意思決定者としてトップに置き、その下に運営委員会と部会を設置して調査・検討・調整を行っていただいております。令和六年度には基本構想、令和七年度には基本計画を策定する見込みでもあります。こちらが協議会における令和六年度の基本構想、令和七年度の基本計画の内容となっております。それ以降のスケジュールも載っているところでございます。基本構想では、西村山地域内外の医療環境、医療提供体制の現状と課題、新病院の目指す将来像、施設整備の基本方針、整備事業方針、運営の在り方の大きく六つについて策定されます。

さて、検討を進めていただいているところではございますが、部会及び関係者との意見交換の場は原則非公開となっていることもあり、県民や関係者の一部からは、どのような進捗状況なのかと不安の声をいただいております。

現状では、県と寒河江市以外の西村山四町は、運営委員会、部会、関係者の意見交換の場において、出席や意見を求められれば意見を伝えることができる状況です。基本構想において、診療機能や医療連携、立地条件、運営母体や財政負担と非常に重要なことを検討していくのに、西村山四町が直接基本構想案作成に参画できないのは、今後のことを考えても懸念される事項ではないかと考えます。案作成に携われず、後から西村山四町に負担金を求める可能性はないのでしょうか。

例えば、吉村知事と佐藤市長が意思決定者となっておりますが、県と寒河江市が決定した最終案で新病院の立地場所候補が大江町がベストとなったらどうするのでしょうか。大江町さんでも負担金を払ってくださいますと後から求めるのでしょうか。あるいは運営母体の検討において、運営母体への参画によって得られるメリットを県や寒河江市以外にも明示するのであれば、西村山四町も最初から協議会、運営委員会、部会に参加するべきだと考えます。

また、医療連携を考えるのであれば、運営委員会や部会、関係者との意見交換の場に寒河江市西村山郡医師会や朝日町立病院、西川町立病院も最初から入り協議していただいたほうが良いと考えます。現状は入っておりません。

ここで、奈良県の病院の再編統合の事例を紹介させていただきます。

町立大淀病院、県立五條病院、国保吉野病院という三病院がありまして、それぞれの自治体で経営されておりました。それを、南奈良総合医療センター・新設、五條病院・改修、吉野病院・改修と再編し、南和広域医療企業団という組織で新たに運営されることとなりました。再編前は三自治体で運営されておりましたのが、新体制では一県一市三町八村の十三自治体で運営されており、既存の病院設置自治体以外の自治体も最初から協議に参加していて、今も

運営されております。

このように、県や寒河江市以外の四町も、運営母体の検討や医療機能の連携充実を図るためにも、基本構想の案の作成段階から、負担金が前提ではなく、かつ陪席参加ではなく協議会や運営委員会、部会にも参画できるようにするべきと考えますが、部会の開催状況、特に会員以外の出席状況と関係者との意見交換の場の開催状況、特にどこの関係者を行ったかも踏まえて、健康福祉部長にお伺いします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 西村山新病院の協議会の運営方法についてお答え申し上げます。

県立河北病院と寒河江市立病院を統合再編します新病院の整備に向けましては、今年五月に県と寒河江市による協議会を立ち上げ、検討を重ねているところでございます。この協議会は、委員からもお話ありましたとおり、知事と寒河江市長が去る三月二十八日に取り交わした基本合意書に基づく新たな協議の場という位置づけでございます。

この基本合意書におきまして、第一条では、山形県「甲」と寒河江市「乙」は、両病院を統合再編し、新病院を整備すると明確にうたっております。これは、県と市の両者は、建設費や運営費などの財政負担を含め、新病院の運営に責任を持つということを示したものでございまして、大変重いものと認識しております。したがって、協議会組織の運営につきましては、あくまで統合対象の現在の二病院の設置者であります県と寒河江市の二者が中心となっていくことを基本として考えております。

一方、同じく第四条では、「新病院の整備に向けた具体的な条件については、地域の関係者の意見も踏まえながら検討する」とされておりますので、協議会のスキームには、必要に応じた「意見交換の場」というものを設けたところでございます。

新病院は、西村山地域における中核的な役割を果たす医療インフラとなりますことから、この意見交換の場を適宜活用しながら、管内の自治体のほか、山形大学医学部や医師会など関係団体などに対し、必要に応じて説明や情報提供・共有を行いながら丁寧に進めていく必要があると考えております。

新病院が開設される際の運営主体につきましては、今年度、部会のうち総務管理部会というところで検討しておりますけれども、現在の両病院の統合ということから、県と寒河江市の二者によります新たな運営主体が設立される方向となります。

一方、管内の四町におきましては、今年度中に策定される基本構想の内容を確認し、理解された上で、将来の新たな運営主体へどう関わるか否かについて、四町がそれぞれ自ら検討・判断する場合も出てくるのが想定されます。また、地域における休日・夜間診療の役割分担ですとか、管内の現在の町立病院と新病院との関係など、西村山地域の医療提供体制に密接に関わる課題も出てまいります。

このため、県としましては、今年度の検討におきまして三つの部会を延べ六回、毎月一回以上開催しておりますけれども、その検討状況につきましては、管内の自治体に対してできる限り丁寧に説明や情報提供・共有を行っているところでございます。加えまして、医師確保や診療機能の面から、山形大学など医療関係者との意見交換も随時行っております。

今後とも、協議会の検討状況に応じまして、丁寧かつタイムリーに説明や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 御答弁いただきありがとうございます。

今、部長の答弁をお聞きしましても、そうであるならば、やはりもう最初から四町も運営委員会や部会に入ったほうがいいのではないかなと感じたところでございました。

もう一つお聞きしたいんですけれども、負担金の話について明言がなかったので、ここはしっかり聞いておきたいんですが、基本構想を示した後に四町が自ら病院の運営に参画する意向を示すのであれば、私は何もそれは申し上げることはないんですけれども、そもそも最初参画する意向がなく、メリットとかも分からない状況ですので、その意向もない状態で、協議会や運営委員会に参画していない自治体に後から負担を求めるといったことはしないという方向でよいのでしょうか、改めてお伺いします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 先ほどの繰り返しにもなりますけれども、運営主体に四町が云々というお話については、先ほど申し上げたとおりであります。今年度中の基本構想の内容を確認されて、説明を理解された上で、新たな運営主体にどう関わるか否かについて、四町のほうから自ら検討・判断されるということでもあります。

その上で、その運営主体に仮に参画しないと判断された自治体に対して財政負担云々というお話については、あくまで仮定のお話ですので、現時点でなかなかお答えできるのは難しいところでございますけれども、通例から申し上げますれば、負担の根拠というのをお示しするのはなかなか難しいのではないかと考えております。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。

やはり西村山四町のほうは、そういったところも不安視しているところでございます。医療提供の体制が西村山を中心として皆様に充実した医療を提供するのがもちろん一番の前提条件ではございますが、そもそもそれを運営する中で、負担金がこれだけで、じゃあこれだけないと運営できません、それを後から負担というのは、それはやはり自治体にとっても急に負担を求められるのは困ることでございますので、そこは綿密に、部長の答弁にもありましたけれども、丁寧に意見交換をされていくということでしたので、基本構想、基本計画の策定前にぜひ意見交換を綿密にさせていただいて、四町に限らず意見を反映していただけるように進めていただければと思います。

次に、新病院の立地条件、建設予定地等についてお聞きいたします。

令和六年度策定予定の基本構想の中で候補地に一定のめどを示すとされております。令和五年度にまとめられた西村山地域医療提供体制検討ワーキンググループ最終報告書には、立地条件の検討のポイントとして七つ挙げられております。敷地条件、まちづくり、災害動向、診療エリアの継承、交通アクセス、整備費用、将来への柔軟性の七点です。

そのうち、診療エリアの継承においては、人口重心・患者重心の場所の検証結果が寒河江西村山エリアのみで検証されております。これ、今表示させていただいている資料がそれを表すものでございます。（画像を示す）ワーキンググループの委員の一部からは、県立河北病院の患者には北村山地域の在住者も一定数含まれていることも留意して検討してほしいとの意見もありました。

県立河北病院では、令和四年度の患者数として、北村山地域から延べ入院患者の二一・二%、外来患者の二八・四%が診療を受けております。病院は患者さんを選ぶことができません。西村山地域だけではなく、北村山地域の患者さんも考慮した立地条件であるべきであり、医療機能の点からも北村山地域の医療関係者とも意見交換や協議をするべきと考えますが、健康福祉部長にお伺いします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 新病院の立地条件、建設予定地などについてお答え申し上げます。

西村山地域の新病院の建設予定地の選定に向けましては、今年度は、専門的事項を調査検討します三つの部会のうち合同部会におきまして、現病院の院長あるいは看護部長、山形大学医学部の有識者及び県と寒河江市の担当課などをメンバーとして検討を行っております。

協議・検討に当たりましては、まず、新病院の立地条件の整理というのが必要になります。立地条件の設定に当たり、具体的な要件としましては、委員からも御紹介ありましたけれども、ちょっと詳しくお話申し上げますと、七点ございます。

一つが面積や形状などの敷地要件、二つ目が都市計画や土地利用規制などのまちづくりの視点、三つ目が浸水想定区域などの災害動向の視点、四つ目が人口や患者の重心などによる診療エリアの継承、五つ目が通院や救急搬送を考慮した交通アクセス、六つ目が補助制度や財源措置などを踏まえた整備費用、七つ目が運営後の増築なども見据えた将来への柔軟性、この七つの視点により、現在、様々な観点から整理・検討を進めているところでございます。

このうち、例えば委員からお話のありましたこの四点目ですけれども、診療エリアの継承の考え方につきましては、現在の県立河北病院と寒河江市立病院の患者の方には東南村山地域にお住まいの方も含まれます。したがって、立地条件の検討に当たりましては、西村山はもとより、東南村山、北村山を含めた村山地域全体の患者を捉えて、加えまして近隣地域の基幹病院、例えば北村山公立病院あるいは山形市立病院済生館——こちら令和十三年あたりの同時期に新たな病院の整備計画があるというふうにご伺っております——こうした新たな病院の整備状況など、様々な要素をよく見据え、勘案していくことも必要というふうにご考えております。

なお、今年度中の策定を予定しております基本構想では、先ほど申し上げました七つの条件を踏まえた複数の候補地または区域を抽出したいというふうにご考えておまして、その後、基本計画を策定します令和七年度中に建設予定地を絞り込み、一か所に最終決定したいということでご想定しております。

いずれにしましても、当事者であります県及び寒河江市としましては、立地条件などを十分に踏まえながら、新病院が西村山地域において必要とされる医療機能を発揮できるよう、しっかりと検討を進めてまいります。

なお、委員お尋ねの医療関係者との意見交換の状況につきましては、既に現在の両病院の管理者・院長などが関係者の方々から直接聞き取りや意見交換を行っております。例えば、北村山公立病院あるいは県立中央病院、西川町立病院、朝日町立病院など、村山圏域に広く足を運んで、西村山の新病院整備に向けた御意見をお聴きしているところでございます。

県としましては、令和七年度中の建設予定地の決定が円滑に進みますよう、医療関係者や専門家の御意見も伺いながら、今後も寒河江市とともに丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。

今、部長から、東南村山も含めて村山地域全体で立地場所については検討を進めていくという言葉をいただきましたので、なおかつ北村山の医療関係者とも協議を重ねていらっしゃるということでしたので、そこは引き続き進めていただければと思います。

具体的な数字はちょっとこの場で申し上げにくいんですけども、河北病院では、延べ入院患者数、北村山地域から数千人の方がいらっちゃってまして、外来患者は一人から二万人の方がいらっちゃっていると。コンプライアンスの関係上具体的な数字はちょっと申し上げられないんですけども——。そういった方々がしっかりと医療が受けられるように、引き続き進めていただければと思います。

最後にもう一点なんですけれども、その立地条件について、部会の開催の実績等は基本構想の付録で明らかにすると第一回目の運営委員会でも述べられておりましたけれども、検討段階では、部長もおっしゃいましたけれども、様々な視点から複数の候補地の中から決めてほしいわけでございますけれども、費用の面からも現存の県立河北病院の敷地も候補地の一つとして検討するべきと考えますが、改めて健康福祉部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 先ほど申し上げたとおりですけれども、建設候補地の絞り込みと一本化の決定というのは、基本計画を策定します来年度中、令和七年度中に行うことを想定しておりますので、先ほど申し上げた七つの視点というのを十分踏まえて、県と寒河江市において、新病院が西村山地域においてどういった医療機能を発揮するか、持続的な医療提供体制の充実ということを踏まえてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。引き続き検討していただければと思います。

健康福祉部長、ありがとうございました。

次に、山形県総合発展計画の次期実施計画地域版についてお聞きします。

現在、県としては、山形県総合発展計画の次期実施計画を策定中のことと認識しております。私は今回、実施計画の中の地域版について注目させていただきました。

現行の実施計画の六十七ページから九十一ページにかけて、村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域の四つに分けて、具体的な施策やKPIを示しております。第四次山形県総合発展計画長期構想にも四地域ごとに「地域の発展方向」というタイトルで示されております。基本構想に基づいて実施計画も策定されるわけでございますが、この実施計画の地域版をより詳細にしたほうがいいのではないかと考えております。

例えば、村山地域といいましても、東南村山、北村山、西村山、この三つでは課題、強み、特徴といったところが違いますし、アプローチの仕方も違ってくるのではないかと感じます。

例えば、村山地域の実施計画にKPIとして観光者数があります。令和四年度の目標者数は二千二百六十万です。コロナ禍でしたので、目標者数については特に言及することはありませんが、実績として見ると、令和四年度、東南村山で八百五十万人、北村山で三百七十二万人、西村山で四百六十三万人の合計一千六百八十五万人です。割合でいいますと、東南村山が五〇%、北村山が二二%、西村山が二八%です。観光の在り方の理想の一つとしていえば、東南村山に現に八百五十万人いらっちゃっているわけですから、その観光客の皆様が北村山と西村山も回っていただくことで、北村山と西村山も観光客数を八百五十万人ずつにできる可能性もあるわけでございます。このように分けて分析しますと、北村山や西村山にもまだまだ伸び代があると分かります。

これに西村山の特有の課題の一つ挙げるとすれば、西村山にはDMOやDMCがないことが挙げられます。そうすると、具体的な施策はDMOの設立となるわけであります。

今申し上げたのは一つの例であります。このように分けて分析することで課題や強み、特徴が見えてくると思います。ましてや、今の時代、一つの自治体だけでは予算や人手の点から見ても解決できないことも増えてきており、広域で取り組むほうが解決しやすいのではないかと考えます。

山形県総合発展計画の次期実施計画策定において、村山地域を東南村山、北村山、西村山のように分けるなど、村山地域以外にもそうですが、地域版を詳細にして共通の課題や強みを分析し、KPIも設定し、地域として課題に取り組んでいけるように県として市町村と連携して進めていくべきと考えますが、みらい企画創造部長にお伺いします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

本県の総合発展計画における「地域の発展方向」につきましては、従来より、村山・最上・置賜・庄内の四つの地域ブロックごとに整理してまいりました。これは、この四つの地域が歴史的・文化的・経済的な面などから一体的なまとまりがあるエリアとして県民の間に定着していること、また、四地域ごとに総合支庁を設置し、地域課題を踏ま

えて総合的に施策を展開していることなどを踏まえたものです。地域の発展方向においては、それぞれの地域の特性や資源を生かし、一体的な発展を目指す方向性を定めているところです。

現在策定中の第四次山形県総合発展計画の次期実施計画におきましても、地域の発展方向は四地域単位が基本と考えており、市町村や地域の皆様の御意見も幅広くお聴きしながら、施策や事業の検討を進めてまいります。

検討に当たっては、西村山地域、北村山地域といったブロック内の特定の地域において、その地域固有の課題解決や地域の将来ビジョンの共有等に向けて、市町村の境界を越えて協議を行うことも大変重要であります。例えば、委員御指摘のとおり、観光分野における広域連携は非常に重要な観点でありますし、西村山地域においては、県と管内の一市四町で地域公共交通の課題への対応や管内の高校生を対象としたふるさと教育などについて連携した取組が行われております。

地域の発展方向の整理に当たっては、四ブロック内において管内市町村の意見を十分に伺い、各市町村が抱える実情や課題をしっかりと把握するとともに、ブロック内のさらに細かな地域での対応も含めて検討を進めてまいります。○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 まさしく部長おっしゃるとおり、市町村の境を越えて協議することが重要だと思います。今、検討していただくということでございましたので、ぜひ検討していただければと思います。県が主導するのか、市町村が主導するのか、県が間に入るのか、仕組みだけでも様々な課題があると思いますけれども、ぜひ、自治体間で争う競争だけではなくて、共につくる共創を目指して進めていただければと思います。

部長、ありがとうございました。

最後に、移住・定住の促進及び関係人口の創出拡大についてのうち、Uターン者、Iターン者に関する情報の把握についてお聞きいたします。

今年の五月、改正広域的地域活性化基盤整備法が成立いたしました。これによって、県と市町村が関連する計画を作成すれば、二地域居住者の住まいや職場環境を整える際に国の支援が受けやすくなり、二地域居住の促進につながると期待されております。例えば、空き家の改修やシェアハウスの環境整備、二地域居住を促進する法人の指定や協議会の設立が進むとされております。

現状として、私は商工労働観光常任委員会で熱海市と鶴岡市を視察させていただきました。熱海市では、カフェやバーを経営しつつ東京と行き来している方が多くいらっしゃるのと現地の方から教えていただきました。その視察先で御案内してくださった方も二地域居住者でありました。

また、鶴岡市では、鶴岡商工会議所の方々と意見交換をさせていただき、そのうち不動産業を営んでいる方から、宮城県の方が鶴岡市で起業すべく購入する方が増えてきているとの情報もありました。

県としても、地域の発展のためにも早めに二地域居住の促進に取り組んでいくべきだと考えますが、一方で、二地域居住については、住まいなどの拠点の確保や交通費などのコストの問題、必ずしも住民票の移動が伴わないことから、実施者数を捕捉できないなどといった問題も存在しております。効果的な施策を展開していくためには、実情や結果を把握していく必要がありますので、法改正を契機に、問題解決に向けて議論や検討が進んでいくことを期待しております。

Uターン者やIターン者の促進についても同様です。私は、六月に椋津博士議員、洪間佳寿美議員、相田日出夫議員とともに島根県を視察させていただきました。島根県では、平成二十七年度からUターン者、Iターン者を転入市町村に五年以上住む意思のある方として定義し、市町村と協力して継続的に全数を把握しているとのことでした。これは全国で島根県のみが取組だそうです。やはり効果的に施策を実施するには、実情や結果を把握できなければなりません。

本県においても、まずはUターン者、Iターン者に関する情報を把握する必要があると考えますが、現在の移住・定住促進政策も含めて、みらい企画創造部長にお伺いします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

県では、本県への移住を促進していくために、移住に関心を持つ層に対し山形暮らしの魅力を発信するとともに、移住相談窓口の設置や移住相談会、セミナーの開催、様々な移住支援策などの施策を展開しております。こうした施策を形成し、効果的に実施していくためには、委員御指摘のとおり、移住者の年代、以前の居住地などの属性や情報収集の手段、山形への移住を決めた動機などの情報を収集し分析するとともに、移住者の動向を把握して施策実施の効果を確認していくことが必要となります。

これまで県では、県の担当課や県・市町村で設立した協議会、令和二年度からは一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター、愛称「くらすべ山形」でございますけれども、こちらが設置いたしました移住相談窓口で移住者の情報を把握してまいりました。具体的には、移住相談情報を基に、転勤や進学といった一時的な移動ではない、定

住の意思を持って転入された方を移住者と定義し、年代や移住前の居住地、U I ターンの原因などの情報を収集してきたところです。

今年度からは、移住世帯に米・みそ・しょうゆを支給する食の支援を県が直接実施し、全市町村に拡充するとともに、本県へ移住する若者、子育て世帯を対象とした県独自の支援金を支給する制度を創設しましたので、これらの制度の実施過程を通して、移住者の情報をより広く把握できるようになりました。

具体的には、各種支援制度の申請時において、住民票により転入状況を確認するとともに、移住してきた世帯の方の年代や職業、移住の動機、情報収集の手段などについて、アンケート形式により調査いたします。実施に当たっては、市町村やくらすべ山形と連携し、各移住相談窓口において把握している相談者に対して県の支援策を周知いただくことにより、対象者を幅広く捕捉してまいります。また、把握したデータについては、移住者の同意を得て市町村等と共有することで、市町村等における移住施策の効果的な実施も支援してまいりたいと考えております。

県としましては、移住者に関する情報をより広く把握し、分析・活用を進めていくことで、効果的な施策の実施、改善につなげてまいります。

○柴田委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ありがとうございます。ぜひ積極的に進めていただければと思います。

西川町ではデジタル住民票という画期的な方法もございますし、日本郵政の社長さんは二地域居住者のための第二住民票という新たな制度が必要だと、こういうふうに提起されている方もいらっしゃいます。これが適しているかどうかは分かりませんが、U ターン者、I ターン者、二地域居住者を把握できるように進めていただければと思います。

最後に、関係人口の創出・拡大についてお聞きします。

皆さんは「滞在人口」というワードを御存じでしょうか。一般的に滞在人口とは、指定地域の指定時間に滞在していた人数の月間平均値と定義されておりますが、ここでも島根県の事例を紹介させていただければと思います。

島根県海士町では、新たに短中期的の滞住者が入れ替わりながら、結果として年間を通じて一名分の人口をなす場合に、その人口を「滞在人口」と捉えております。そして、その滞在人口を増加させ、継続的に還流していく仕組みを構築することで、年少人口以外の社会増及び人口構造の改善を図るという方針を取っております。例えば、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの四者が三か月ずつ島に滞在している状況があれば、結果として人口は一名増加しているという考え方です。これは新たな人口減少対策への考え方として取り入れるべきではないでしょうか。

では、例えばその海士町では滞在人口を増やすためにどのような事業を行っているのか、一つ御紹介いたします。大人の島留学という事業であります。

概要としては、週五日間就労していただき、町が用意したシェアハウスに住んでいただき、家賃、水道光熱費の自己負担はありません。そして、月十七万円前後の報酬を受け取って一年間生活をしていただく事業です。対象は若者、二十歳から二十九歳程度となっており、住む場所は島根県隠岐島前地域のうちの海士町、西ノ島町、知夫村の三自治体となっております。

この二町一村の人口は約五千五百人であり、この大人の島留学で滞在するのは毎年数十名から百名程度とのことでした。一時的とはいえ、人口が一・八%も増える計算です。しかも、この事業は住民票の移転が必須となっており、滞在人口とはいえ人口の数値は増えるわけですし、つまり地方交付税の増にもつながるわけでございます。しかも、その定着率、つまりそのまま県外から移住して定住しているのが約四七%ということでございました。

また、島根県としても取り組んでいる事業がございます、明確に言えば、県が負担して財団法人が実施している事業ですが、「U I ターンしまね産業体験事業」というものがあります。これは、島根県の農業・林業・漁業・介護・伝統工芸等に従事していただき、月十二万円の助成金を受け、最低三か月以上一年以内滞在する事業で、こちらも住民票を島根県に移すことが要件となっております。ちなみに、総事業費は一億五千五百万円です。

こちらは平成八年度から始められた事業でして、令和五年度末までに約二千四百名が利用され、近年では年間百名程度の方が利用し、約八四%の方がそのまま島根県に定着するとのことでした。

本県においても様々な移住・定住対策に取り組んでおられるものと承知しておりますが、ただいま紹介した島根県の滞在人口の取組のように、本県の課題を解決しつつ、発展につなげられる関係人口の創出拡大の取組を進めていくべきと考えますが、みらい企画創造部長にお伺いします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

ただいま委員から、島根県独自の概念であります「滞在人口」の拡大による地域活性化の取組を御紹介いただきました。

本県においては、地域ニーズの掘り起こしや地域関係者等との交流など、市町村や企業等と連携した取組に重きを置き、関係人口の創出拡大に取り組んでおり、都市部から本県への人材の流れを生み出し、地域経済や地域コミュニ

ティーの活性化を促進しています。

具体的には、滞在型の取組としては、委員から御紹介いただいた事例よりは短期間ではありますが、都市部の特に若者世代が一週間程度本県に滞在し、山形ならではの仕事や観光、そして地域との交流を組み合わせたプログラムを体験する「やまがた暮らしプチ体験事業」、首都圏等の子育て世帯が一週間から三週間程度本県に滞在し、暮らし、子育て、テレワーク、アクティビティーを体験する「やまがた家族まるごと移住体験モデル事業」を実施しております。

これらの事業の令和五年度の実績は、やまがた暮らしプチ体験事業においては、十六事業者の受入れプログラムに対して三百九十八人に応募いただき、二十八名の方に参加いただきました。また、やまがた家族まるごと移住体験モデル事業におきましては、三市町で十三世帯の家族に活用いただきました。いずれの事業につきましても、今年度から一部の市町において独自事業として横展開されております。

このほか、副業・兼業を希望する首都圏等の専門知識を有する人材と新たな分野への挑戦や経営上の課題解決に取り組む県内企業等とのマッチングを支援する事業を実施しております。県内企業等においては、正社員としての確保が難しい人材から課題に即した効果的なアドバイスを受けられることから、昨年度は、延べ五十二の企業等に活用していただいております。

また、今年度からの新たな取組といたしまして、地域貢献や新ビジネス開発、多様な働き方の推進等の面で地方に関心のある都市部企業を、地域が直面する課題の解決や地域が豊富に持つ資源の活用といった多様な関わりでつなぐことで、都市部の人材やノウハウなどを今後の地域活力の創出に結びつけていくモデル事業を展開しております。

いずれの事業においても、一度地域とつながった人材に深く関わり続けていただくことを重視しておりまして、実際に、事業への参加をきっかけにプライベートで本県を訪れ、地域イベントの運営協力や地域の方々との交流を行うなどの事例が見受けられます。

県といたしましては、これらの取組を通して関係人口のさらなる創出拡大を図り、地域の活性化につなげてまいります。

○柴田委員長 阿部恭平委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

画像資料の準備もあり、午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 二 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。橋本彩子委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

橋本彩子委員。

○橋本委員 おはようございます。県政クラブの橋本彩子です。

初めに、七月二十五日からの豪雨災害によってお亡くなりになられた方々、被災された多くの皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。また、先週末の大雨で、能登地方をはじめとしてお亡くなりになられた方、被災された皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

復旧復興に御尽力いただいている関係各位の皆様には心より感謝を申し上げます。私も被災地に心を寄せ、可能な限り支援を継続していけたらと考えております。各地が少しでも早く落ち着いた暮らしが取り戻せるようにと願っています。

それでは質問に入ります。

虐待を受けた子供への支援についてお伺いいたします。

令和五年度の山形県内の児童虐待の状況が八月二十一日に公表されました。通告件数、認定件数ともに過去最多となっています。

近年の悲惨な虐待事件などによる意識の高まりによって、虐待の疑いからの通告件数が増加傾向であると思いますが、認定件数が多くなっていることは非常に心配です。このような中で、深刻な虐待を受けている子供たちや養育環境が整っていない子供たちに対して、児童相談所への一時保護から、乳児院、児童養護施設への入所措置を行っているかと理解しています。

一方で、子供本人の意向や実の親御さんの承認が得られた場合には、親族里親、養育里親、専門里親などへの委託や養子縁組のマッチングもされていることと思いますが、家庭と同様の環境で養育される里親制度の推進は重要なこ

とと考えます。

そこで、山形県のこれまでの里親制度についての取組や、今抱えている課題など、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 里親制度の現状と課題についてお答えいたします。

里親制度につきましては、様々な理由で家族と一緒に生活できない子供が、家庭に近い環境で愛情を受けながら養育されることで自己肯定感が育まれるとともに、家庭生活を体験する中で、人との関わり方や社会性が養われることなどが期待されております。

そのため、政府では、平成二十九年に取りまとめた新しい社会的養育ビジョンに基づき、里親やファミリーホームへの積極的な委託を推進しており、本県におきましても、令和二年三月に策定した山形県社会的養育推進計画において、里親等委託の推進を柱の一つに据えて取組を進めているところです。

具体的には、まずは里親制度への理解を深め、里親として登録する方を増やしていくことが重要でありますので、制度に関心を持つ方が実際に子供を養育するイメージを持てるよう、里親をされている方の体験談等をウェブサイトやSNSをはじめとする多様な媒体を通して発信するなど、工夫しながら制度の普及啓発を図っております。

また、里親として子供を養育されている方々に対しましては、児童相談所の職員による家庭訪問や先輩里親による里親サポーターの派遣のほか、本県独自の取組としまして、委託児童ごとに児童相談所や市町村、学校や保育所等で構成する里親養育支援委員会を設置し、地域総ぐるみでの支援を行っております。

こうした取組により、本県の里親登録数は令和五年度末で百四十四世帯と、平成三十年代末の九十三世帯から五年間で一・五倍に増加しております。

一方で、里親委託を進める上での課題としましては、先般、里親の皆さんと意見交換を行った際に、多くの方から制度に対する社会的認知度がまだまだ低いとの声をいただいたところです。また、里親への委託に対し実親の同意を得ることが難しい事例が多いことに加え、子供が抱える問題も、虐待により心に傷を負っていることや障がいがあるなど、より複雑化していることから、委託が難しいケースも増えてきております。

このため、県としましては、里親制度の一層の理解促進と里親登録者の養育技術向上のための研修等に取り組むとともに、現在進めている県社会的養育推進計画の見直しにおいても、里親の皆さんや関係機関の御意見を丁寧にお聴きしながら、里親等委託のさらなる推進に向けてしっかりと検討し、子供たちが社会の中で支えられ、健やかに成長していくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

先ほど部長からも御紹介ありましたが、里親養育支援委員会というのは山形県独自の取組であって、その子の育ちを応援する会と名づけられていると聞いています。それは本当に、こども家庭庁からも注目されるようなすばらしい取組であるということで、全国に広がってほしいなというふうに思っています。

七月の常任委員会の県外現地調査で、六十年の歴史を持つ大阪市の養子縁組あっせん団体「家庭養護促進協会」にお伺いしました。

社会的養護の必要な子供たちが特に多いと言われている大阪では、児童養護施設のそもそもの規模が大きいため、子供の心の成長に必要で重要な愛着形成が難しいということから、里親制度を積極的に行っているということでした。ただし、子供の年齢によって、途中から生活を共にすること、様々な困難を抱えている子供の経験を受け止めること、受け入れた里親側の家族関係の変化など、里親になる方は、子供と向き合うために、養育するために研修や実習を受け、迎え入れるまでの関係づくりに全精力をかけなければならない強い覚悟と時間と労力などが必要であることもお聞きしました。

また、先日は、みやぎ里親支援センター「けやき」さんへ、会派の松井愛県議、齋藤俊一郎県議とともにお伺いしてきました。東日本大震災で親を亡くされた震災孤児が多数おられたことから、宮城県では、社会的養護の必要な子供たちへのケアが進んでいる状況にありました。

児童福祉法の改正に伴い、昨年までは宮城県と仙台市は別々に行っていた里親支援ですが、国からのアドバイスで、けやきさんは仙台市認可の所管施設で、県としての広域利用もできるよう児童福祉施設として認可を受けられ、県からの委託ではない里親支援センターの活動が始まり、児童相談所との役割分担が非常に難しいながらも、走りながら調整されているとお聞きしました。

宮城県でも虐待の件数が年々増加し、一時保護所は年間通じて満床に近いという状況であるため、施設や里親に一時保護委託を広げたいという児童相談所からの依頼で一時保護できる里親の登録を行い、ここ一、二年で里親への委託が増えている状況であるとのことでした。

ショートステイとして利用可能な児童養護施設、乳児院が仙台市内に集中しているため、利用できない地域に向けて、ショートステイ里親の登録を呼びかけ、この一、二か月以内にスタートしたいと考えているとお聞きしました。これは、困難を抱える親のレスパイトともなり、虐待の未然防止にもつながります。

また、里親支援センター「けやき」さんでは、里親という制度を一般の方に周知するために、このような電車内の広告であるとか、フリーペーパーに特集を組んでいただいたりして、一般の方にも広く知っていただくような工夫をされていました。身近な存在であると知らせることが大事であると思います。困難を抱えた子供たちのために何か貢献できたらと考える県民も少なくありません。

また、現在県内には、未委託となっている里親さんも多くいらっしゃると思います。児童相談所の業務負担軽減にもつなげられるように、また、子供たちのためにも、ぜひ山形県里親支援センターの設立に向けて、まずは様々な調査・研究をしていただけるようお願いいたします。

次の質問に移ります。

こども家庭ソーシャルワーカーの育成についてお伺いいたします。今年四月一日から施行された新たな認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進について。

児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有するこども家庭ソーシャルワーカーが新たに児童福祉司や市町村のこども家庭センターの統括支援員などの任用要件に追加されました。

児童に対する虐待事案が増えている現状において、虐待が起きてからの対応で虐待事案だけではない児童相談所の業務が逼迫しているというお話もお聞きします。

妊娠中や育児中の見守りは、市町村のこども家庭センターが中心となって担っていくものではありませんが、虐待事案に慣れていない小規模の自治体では児童相談所をお願いすることもあり、虐待を未然に防ぐケアに慣れていないところも実態としてあるとお聞きしました。また、児童養護施設では、入所児童の中で虐待を受けた児童や障がいなどのある児童の割合が増加しており、処遇に当たる職員の負担が増していると、先ほど西澤部長からもありました。

そこで、市町村の見守りの力の強化や施設職員の資質向上のために、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得支援をしていくことが望ましいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 「こども家庭ソーシャルワーカー」の育成についてお答えいたします。

こども家庭ソーシャルワーカーは、児童虐待の相談件数の増加など、困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきていることを背景に、子供や家庭に対する相談支援等に従事する専門職の質の向上を図ることを目的に、令和四年の児童福祉法改正により創設された認定資格であります。

委員御指摘のとおり、本県の児童虐待認定件数は高止まりしている状況にあります。虐待対応の約九割は保護者との分離を必要としない在宅での面接指導となっております。

そのため、県では、面接指導や子育て世帯への相談支援において中心的な役割を担う市町村のこども家庭センターの設置・運営に対する支援や、児童相談所職員がスーパーバイザーとして市町村を訪問し、職員に対して専門的な助言などを行っているところです。

一方で、虐待認定件数の増加に伴い、市町村においても関係機関との連携による専門的な対応が求められるケースが増加しており、こども家庭センターの統括支援員をはじめとした現場職員のスキルアップが必要となっております。

また、社会的養護が必要な子供の約八割が入所している児童養護施設では、虐待を受けた子供や障がいを持つ子供の割合が増加傾向にあることから、子供の特性に応じた心理的ケアや個別対応を行うことができる職員の育成が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、県としましては、このこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進していくことは、市町村や児童養護施設等の職員の専門性の向上を図る上で非常に重要な取組の一つであると認識しております。また、児童養護施設においては、この資格を有する職員を配置することで、当該職員の手当に相当する措置費の加算制度も創設されていることから、資格の取得は職員の処遇改善の面でも有用であると考えております。

こども家庭庁においても、この資格の取得促進に向けて、必要な研修に参加するための旅費や受講料のほか、百時間以上にわたる研修期間中の代替職員確保に要する費用などに対し、助成制度を創設しております。

県としましては、こうした制度も活用しながら、第一線で尽力されている方々の専門性向上につながるこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の促進を図り、様々な事情を抱える子供一人一人に寄り添った支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

児童相談所は支援体制の最後のとりでであるという認識の中で、そこに至るまでの支援をしっかりと行うことが重

要であると考えます。

妊娠時から見守りを行っている市町村の中で、専門性を持ち、こども家庭ソーシャルワーカーという資格を持った職員が家庭訪問をして指導・支援をする必要があることや、困難を多く抱える子供たちの対応に苦慮している児童養護施設の職員がレベルアップすることが施設運営の大きな助けになると思います。前向きな資格取得促進についてありがとうございます、お願いします。

西澤部長、ありがとうございました。

では、次に、寒河江西村山の地域医療体制について、新構築に向けた新病院について私もお伺いしたいと思います。

寒河江・西村山地域の新たな医療提供体制の構築のために、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に向けて、先ほど阿部県議からも御質問ありました。御説明いただいたとおり、現在は、医療機能、総務管理、合同と三つの部会組織の中で、新病院の目指すべき方向性を議論しているとお聞きしています。スケジュールによれば、十二月末にもそれらを盛り込んだ基本構想案が公表されるとのことであります。

部会での検討内容は、先ほどもありましたが、非公表の取扱いとなることは十分理解しております。しかしながら、西村山地域一市四町の住民にとって、今後も安心して暮らしていくために極めて重要な事柄、関心事でありますので、できる限り早く新病院の方向性を示していくべきであると考えます。

設置場所がどこになるのか、入院ベッド数など病院の規模はどの程度かなどについての関心は大変大きなものではありますが、現時点では明言できないことと思います。先ほども来年度決定するとお聞きしました。

私のほうからは、中でも重要なポイントである新病院の診療科は維持されるのかに絞って質問いたします。

病院の統廃合であり、これまで通っていた病院の場所が変わってしまうことは甘受せざるを得ないにしても、これまで通えていた診療科がなくなってしまうことは、不安も大きく、大変つらいものです。ぜひそこは堅持していくべきと考えますが、健康福祉部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 診療科の維持についてお答え申し上げます。

県立河北病院と寒河江市立病院を統合再編する新病院の整備につきましては、昨年度末に公表した検討会の最終報告書におきまして、基本方針の一つとして、統合する二病院の診療科を原則維持することを前提とし今後詳細を検討するという旨を示したところでございます。

これを踏まえまして、今年度は、先ほど委員からも御紹介ありました三つの部会のうち医療機能部会におきまして、新病院の診療科の構成や病床規模など診療機能の方向性について、現在の病院の院長、看護部長や山大学部の有識者などをメンバーとして、鋭意検討を重ねているところでございます。

委員からお話のありました診療科の構成に関しましては、西村山地域の住民の皆様への持続可能で充実した医療サービスの提供を念頭に置き、関係者へのヒアリングも行いながら、とりわけ丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、開業医の高齢化により、今後地域の診療所の減少も想定される状況におきまして、新病院が地域のかかりつけ医としての機能を持ち合わせることも十分考慮する必要があると捉えております。

その上で、現在の二つの病院の診療科を見ますと、それぞれ重複する診療科を除きまして合計十六の診療科があります。このうち、内科、外科及び整形外科は両病院に共通する中心的な診療科でありますので、統合によって診療機能の強化が図られるものと考えております。

一方で、二つの病院ともに医師の高齢化が進んでおりまして、具体的には、現在の病院の常勤医師合計三十五名のうち八名が新病院の開院までに定年を迎える見込みであります。このため、診療科の維持に向けましては、定年退職した後の後任医師の確保・補充というものが大きな課題となります。

さらに、十六の診療科のうち、現在、非常勤医師のみの配置となっておりますのは七つの科があります。具体的に申しますと、脳神経内科、脳神経外科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、救急科、この七つでございますが、診療科維持のためには、継続した医師の派遣・配置が必要となります。

こうした現状及び課題を踏まえまして、特に重要となります医師確保に向けて、診療科ごとの課題を整理した上で、主な派遣元となります山形大学医学部との間で丁寧かつ継続的に協議・要請を行ってまいります。

県としましては、新病院の開院までの間において、限られた医療人材を確保する取組を積み重ねることにより、新病院の診療科については、現在の二病院が有する十六診療科の原則維持を基本として、西村山地域の持続可能な医療提供体制の確保を目指してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

今の診療科を原則維持することを基本とするということで、私のほうでも先生方が定年退職を迎えられるというこ

とでお聞きしてしまして、何人かの方がということ、八名ということでお聞きしましたけれども、どうか後継の医師が確保されるように、若手の医師の方が働きたいという思いを持っていただけるように、河北病院に限らないことですが、県立病院の医師確保に御尽力いただいていることは、もう存じ上げておりますけれども、地域住民の安心のために、なお一層御努力いただけますようお願いいたします。

では、周産期・小児救急医療提供体制について伺います。

八月六日、寒河江市・西村山郡区選出の樺津県議と阿部県議、私の三人と西村山地域一市四町それぞれの首長、議長とともに、西村山地方開発重要事業の要望を県に提出しました。その中にも、県立河北病院の医療機能について、安心して妊娠し、出産に臨める医療機能の充実及び乳幼児の休日・夜間診療機能の確保を図るよという記載がありました。

また、昨年度、一市四町の首長が出席した西村山地域医療提供体制検討会においても、首長から新病院への分娩施設の設置や小児救急への対応について要望がありました。

現在課題となっている分娩施設を設ける考えはあるのか、そして小児救急医療についてどう考えるのか、伺います。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

西村山の新病院の分娩施設や小児救急医療への対応につきましては、昨年度末の検討会の最終報告書におきまして、継続して検討すべき重点事項となっております。今年度の基本構想の策定において、医療の需要や供給面に関する具体的な各種データの分析をはじめ、医療関係者への聞き取りやアンケートなどを行い、慎重に検討しているところでございます。

まず、分娩施設の設置について申し上げますが、医療の需要面では、西村山地域における出生件数は年々減少しております、二〇二二年の計三百七十五件に対しまして、今後、二〇三五年にはその八三%に減少、そして二〇四五年には六七%の約二百五十件になると推計しております、二〇二二年と比べて約百件以上減少するというふうに見込んでございます。

一方、供給面では、常勤医師の確保が何より重要となりますが、山形大学医学部のほか医療関係者へのヒアリングによりますと、医師の専門性の維持やハイリスク分娩への対応という観点から、派遣先の病院は全て常勤医師四名体制で対応しているとのことでございます。また、現在、西村山地域内で分娩が完結している割合は、既に三七%まで減少しております、残りほとんどが東南村山地域で分娩している状況であります。村山管内全体の医療圏で見ただけの場合には、分娩受入れの余力はまだあるというふうには伺っております。

県全体でも産科の医師の数が限られる現状におきまして、新病院への分娩施設の設置については、現時点で様々な課題があるものと認識しております。このため、県内の二十七の医療機関で取組が進んでおります産科セミオープンシステム、これは、妊婦健診などは近くの診療所で行って、妊娠三十四週以降は総合病院の分娩施設に移って出産するという仕組みでございますが、この産科セミオープンシステムのさらなる活用をはじめ、妊婦健診や婦人科外来機能の維持など、地域の方が安心安全に出産できる体制の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、小児救急医療の対応につきましては、医療の需要面では、出生件数と同様に、地域内の小児の患者は今後も減少が予測されます。供給面では、山医大学部へのヒアリングによりますと、医師の専門性の維持の観点から、常勤医師の複数人での派遣が前提になると伺っておりまして、そのためには相当数の小児救急患者が見込まれる必要がございます。

一方で、小児科を標榜します地域の診療所のお話をお聞きしますと、保護者の方の多くは、専門医が常駐し、交通の便もよい山形市休日夜間診療所や小児救急医療機関など、救急に係る診療体制が十分整ったところでの受診を希望する傾向にあるというふうには伺っております。

県としましては、現在の小児科外来におきまして非常勤医師の対応となっております県立河北病院の機能を引き継ぐ新しい病院につきまして、小児科外来の充実など、できる限りの診療体制を確保できるよう、専門家や関係者の御意見をお聴きしながらしっかりと考えてまいります。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

産科医は四名必要ということ、以前お聞きしたときは三名いなきゃできないんですというふうな話だったんですけど、四名必要だということ、今やはりハイリスクということ、産科医になる方がいないという話もたくさんお聞きしてしまして、非常に難しいんだとは思いますが、地元の若いお母さん方からは、西村山の分娩施設があまりにも少ないということに対して不安の声が多く上がってしまして、「不妊治療にも明るい先生が来てくれたら」という声とか、「助産院でもいいから欲しい」「この地域はお産難民だ」という切実な声もあります。

また、小児救急についても、山形市まで行くことが、子育ての世代とか、そして子供自身、特に小さな子供自身への大きな負担になっているという声も聞こえてきています。西村山地域には小児科のクリニックはあるものの、どの小児科も予約が取れない、予防接種も計画どおりにいかない、朝一で予約できないときはその日に診てもらえない、電話もつながらない、予約していても待ち時間が長いという声が聞こえてきています。

西村山の地域医療の体制を整えるという面から新病院を検討されていると思います。そして、各自治体が、西村山の一市四町各自治体がどんなに子育てに力を入れた支援や施設をつくっても、そもそも論として産むところ、受診できるところがなければ子育てができませんという声もあります。ぜひとも何とか前向きに頑張っていたいただきたいと思います。心よりお願い申し上げます。

柴田部長、ありがとうございます。

次の質問に参ります。

教育現場における吃音の方々に対する理解促進について、教育長にお伺いいたします。

言語障がいの中に、吃音という、言葉が詰まったり、言葉の一部を繰り返したり、引き伸ばしたり、滑らかに話すことができない症状があります。皆さんの身の回りにも思い当たる方がいらっしゃるかもしれません。

日本には約百二十万人、百人に一人いると言われているこの吃音は、まだまだ社会的な理解が広がっていないため、当事者の方は苦しい思いをされている現状があります。流暢に話すことがよいこと、みんながそのように話すことができるものという意識があり、職場においても朝礼や挨拶、スピーチに重きを置かれることは、当事者への大きな困難となります。周囲の理解がなければ、当事者本人の努力が足りないという扱いをされてしまうことがあるからです。

吃音症状は、一、二歳ぐらいから二十人に一人という割合で発症し、成長につれて、七、八割の子供が自然に治っていくと言われています。未就学児の子供さんに言葉の発達の遅れや発音や吃音の症状が出ている親御さんにとっては大変深刻な悩みとなっています。

小学校に入れば言葉の教室があるため支援や指導を受けることができありがたいという声もありますが、小学校卒業後には、中学校や高校と進学していくにつれ、悩みはまた深刻になっていきます。

全国的な吃音当事者のセルフヘルプグループとして言友会という団体があり、山形県にも山形言友会が昨年発足し、この九月で一周年を迎えました。その山形言友会の交流会に何度か参加させていただきました。そこでお聞きした中では、小学生の教科書の朗読であるとか、挙手や当てられての発言のときにスムーズに朗読・発言できない子供に対して望ましくない関わりがあり、学校に行くことがつらくなるということも起きているようでした。

また、面談練習で何も話すことができなくなってしまった吃音症状のある高校生に対して、先生から非常に悲しい対応があったという話もありました。先生だけではなく、周囲の友人たちへの理解促進も非常に重要なことだと思います。

何よりも、先生方の理解があることによって支援や指導が変わり、それによって周囲の理解が広がっていくと考えます。周りの子供たち、生徒たちへの理解が広がるような先生方の理解、そして周囲の子供たちへの意識づけ、当事者への配慮があることが大事だと思いますが、現在、教職員への吃音に対する理解促進などについてはどのように取組をされているのか、教育長にお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 吃音の方々に対する理解促進についてお答えをいたします。

吃音を含めた言語発達の遅れは、知的障がいや自閉症、情緒障がいなどから生じている場合や、環境的な問題に起因する場合などもありますことから、その原因を特定することには難しさがあります。そのような中で、言語発達の遅れのある子供に寄り添った教育を行うためには、教職員が吃音を含めた障がいについて理解を深め、組織的に対応していくことが重要だというふうに考えております。

このため、各学校におきましては、校内で特別支援教育の推進を担う教員であります特別支援教育コーディネーターが中心となりまして、適切な指導方法等について研修を行っておりますほか、管理職や担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど専門家による校内委員会を開催いたしまして、障がいのある子供一人一人に応じた支援内容等を検討・共有しながら、学校全体で児童生徒に寄り添った対応が図られますように取り組んでいるところでございます。

県教育委員会におきましては、このような学校の取組が円滑に行われますように、初任者研修や教職五年目経験者研修などキャリアステージに応じた研修の中で特別支援教育に係る内容を取り上げますとともに、特別支援教育コーディネーターや管理職を対象とした研修も行い、教職員の資質や学校の対応力の向上に努めております。

また、言語障がいにつきましては、県教育センターにおいて、通級指導教室を設置している県内小学校三十校の担当教員や、言語障がいのある児童の学級担当者を対象に専門研修を行っておりますほか、具体的な支援方法等が学べる資料をホームページに掲載いたしまして、学校内での研修等に活用できるようにしております。

県教育委員会といたしましては、吃音のある児童生徒への適切な指導が一層図られますように、引き続き研修内容等の充実に努めますとともに、バーチャルリアリティーや生成AIなど新たなICT技術の効果的な活用方法について研究し、吃音のある子供に対する教職員の理解促進と指導力向上に努めてまいります。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

一層努力いただけるということで、言語聴覚士の方からは、吃音症状のある方の音読や朗読については、誰かと一緒に読むであるとか、みんなで読むなどで症状が軽減されるという特徴があるとお聞きしました。吃音があるなしに限らず、一人で読む、誰かと読む、みんなで読むなどの選択ができると、その子の苦しい思いが少しでも減るというアドバイスをいただきました。

吃音症状を持つ当事者の方々は、社会に出て働く際にも、少しでも人と話をしなくてもよい仕事を選ぶようにしたり、仕事をされていても電話の対応に苦慮されたり、この社会で暮らす困難が少しでも軽くなるようにと御自身で工夫をされています。大人の方が持つ吃音の悩みは非常に深刻な場合もあり、中には自死を選ばれた方もおられたというお話もお聞きしました。

周囲の理解があることが当事者を救うというのは、あらゆるマイノリティーの方に言えることです。大人であっても、様々な極度のストレスによって吃音が引き起こされるという事態があることを山形言友会さんに参加して知りました。

当事者の苦しみを知ること、また、障がいは誰にでも起こり得るという意識を持つことで、みんなに優しい社会になっていくと思います。柔らかい感性を持つ子供のうちからしっかりとそのような意識づけを行っていくことは大変重要で、教育現場には大きな役割があると考えます。

今後とも様々な合理的配慮と併せ、力を入れていただけますようお願いいたします。

次の質問に移ります。高等学校入学者選抜の改革についてお伺いいたします。

文科省の通達により、これまでも高校入学者選抜の改革は行われてきておりましたが、社会の状況の変化、コロナ禍を経て、近年、各都道府県の教育委員会における改革は一層のスピード感を持って進められています。

我が県においても、令和の日本型学校教育にふさわしい公立高等学校入学者選抜方法の在り方について検討された山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会において検討された報告書を基に、令和八年度入学者選抜から様々な改善をしていくことが決定されています。

改めて、その改善方針を策定された狙いと具体的な改革内容について教育長にお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 令和三年三月の学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校におきましては、教育活動の基本方針いわゆるスクール・ポリシーの策定・公表が義務づけられ、入学者選抜に当たりましては、入学者の受入れに関する方針いわゆるアドミッション・ポリシーを定め、求める生徒像を示し行うこととされました。

また、受検機会につきましては、現在、専門学科と総合学科では、推薦及び一般入学者選抜の二回の受検機会があるのに対しまして、最も志願者が多い普通科につきましては、受検機会が一般入学者選抜一回のみでありますことから、中学生やその保護者等から受検機会の複数化を求める声が上がっております。

このため、県教育委員会では、令和四年度に有識者や学校関係者から成る検討委員会を設置し、その報告書を踏まえ、本年二月、公立高等学校入学者選抜方法改善方針を策定したところであります。

具体的な内容といたしましては、専門学科、総合学科のみならず普通科を含む公立高校の全ての学科で、それぞれの高等学校のアドミッション・ポリシーに沿って、多様な資質・能力を評価する前期特色選抜と、学力検査を実施いたします後期一般選抜の二回の入学者選抜を実施することといたしました。

前期特色選抜につきましては、募集人員については、各学科五%以上五〇%以内の範囲で各学校が設定し、検査内容は、受検生が中学校生活の中で頑張ってきたことでありますとか、学びへの意欲を自分の言葉で伝えるなど、個人面接、集団面接、作文、発表、その他として実技や口頭試問、独自の学力検査等から、各学校が一つから三つの方法を選択して実施することといたしました。また、実施時期につきましては、各学校の事情や中学生のニーズ等を考慮し、一月中旬のA日程と二月上旬のB日程から各学校が選択して実施することとしたところであります。

後期一般選抜につきましては、国語、数学、社会、理科、外国語の学力検査を従来どおり三月七日に実施することとしております。

この新たな入学者選抜方法については、令和八年度入学者選抜からの実施を基本としておりますが、中学生が安心して受検できますように、中学校等に担当者を派遣し、入学者選抜制度の変更点等について生徒や保護者等に説明する機会なども設けているところであります。

県教育委員会といたしましては、入学者選抜に関する情報を迅速かつ分かりやすく発信するなど、引き続き丁寧な

説明に努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 令和八年度から山形県も大きく変わるということで、丁寧な説明をお願いいたします。分からないとやはり不安が大きくなるものですから、ぜひともよろしくをお願いいたします。

令和五年度の入学者選抜から制度を大幅に改善された広島県教育委員会にお伺いしてきました。

「広島県の十五歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」と明示され、それに基づいて制度の設計をされ、主体的な学校選択を一層推進し、中学校及び高等学校の教育を充実するために、選抜の内容と調査書を何よりも子供本位で検討されたとお聞きしました。

調査書は大きく簡素化され、氏名、性別、学習や行動、特別活動、それぞれの記録や欠席日数などがあったものを、氏名、性別、学習の記録という通知表の評定のみとされました。また、受検者全員に自己表現を面談方式で実施することとしました。子供たちは、自分自身の得意なことやこれまで取り組んできたこと、高校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現します。安全面で問題がなければ何を持ち込んでもよく、タブレットなどで写真などの画像や音声、動画などを提示して表現することもできます。

その自己表現関係資料のQ&Aの中に、「人前で話すことが苦手です。『自己表現』で不利にならないですか」という質問がありました。その質問に対して、「『自己表現』は、『自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力』が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために実施するもので、礼儀作法や話し方などのテクニックをみるものではありません。自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現してください」という説明がされていました。そのほか、様々な子供たちを励まし、応援するようなメッセージがあり、私はこれを見て本当に涙が出そうになるほど感動しました。

受検された高校一年生へのアンケートでは、自己表現の実施について、九割以上が自分なりに表現することが十分にできた、またはそれなりにできたと回答しており、この改革によって、中学校の学習指導が自己表現を意識したものに变化してきたという現状があるようでした。

そのほか、学習の記録は、中学一年生でつまずいた生徒が後から挽回できるように、学年間の比重を一年、二年、三年で一対一対三とされました。もちろん、一年生からずっと頑張っている子を追い越すほどの挽回をするには血のにじむような努力が必要だとのことですが、子供たちのやる気を阻害しないための工夫であると感じます。

また、子供たちが主体的に志望校を選択できるよう、先ほど山形県の改革にもありましたけれども、スクール・ポリシーとかアドミッション・ポリシーの公表もされています。

入学者選抜には一般枠と特色枠を設けて、全ての公立高校で実施する一般枠では五教科の学力検査、九教科を対象とする調査書、自己表現の配点の比重を六対二対二、学力検査が六、調査書が二、自己表現の配点が二とし、また、比重一または二とする学校独自検査を加えて実施することができ、学校長が必要と認めた学科やコースにおいて実施する特色枠では、学力検査の活用教科の設定、調査書における活用教科の設定や傾斜配点ができるとともに、学力検査や調査書などの比重を各学校で独自に設定できるようにしています。学力調査、調査書、自己表現、学校独自検査の比重は、自己表現だけは絶対に二を下回ってはいけない、それ以外は最低一あればよいとされているそうです。

当初の改善素案に対してのパブリックコメントは、異例の一千五百四十五件もの意見が寄せられ、そのうち子供たちからは三百二十五件あったとのことでした。中学生の意見として、「内申点にびくびくしながらいろんなものを犠牲にしてきたのに、今さらなくなるのは悲しい」とか、「中学一年からの内申点が受検に大きく左右すると聞いていたので、遊ぶことも我慢して頑張ってきた。改革されるのなら、もっとクラブや趣味にも目を向けて、違った意味で充実した一年生を過ごせたはずだった」というものがありました。そのような意見を踏まえ、改善の実施時期を当時の小学六年生が中学三年生となる令和五年度入学者選抜からの実施にしたとのことでした。

この山形県でも内申書を気にして学生生活を送っている子供たちは大変多くいます。また、自己表現の面談をすることは、全国学力・学習状況調査の数字では見ることは、はかることのできない子供たちそれぞれの能力を認め、最大限伸ばしたいという思いを感じられる入学者選抜の改善であると強く感じた次第です。

教育虐待という言葉がメジャーになってきました。学力などの評価を重んじる教育熱心な保護者が子供の心を傷つけるものです。本来の子供の思いや能力を大切に育み伸ばしていけるような環境づくりが必要であると考えています。

では、その流れで次の質問に移ります。

入学者選抜の調査書において出欠欄を廃止している都道府県があります。文科省の令和四年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査では、神奈川県、大阪府、奈良県の三府県、令和五年度入学者選抜では、東京都、広島県が出欠欄を廃止しております。また、令和七年度入学者選抜からは、岐阜県や長野県など複数の自治体で廃止することが発表されています。

先月二十五日に山形テルサで行われた「登校拒否・不登校を考える夏の全国大会二〇二四」には吉村知事からもメ

メッセージをお寄せいただき、また、高橋教育長も御来賓としてお越しくださり、御挨拶いただきました。本当にありがとうございました。

私は、大江町で不登校・ひきこりの親の会の立ち上げや活動に関わらせていただいています。その中で、またその関係で、県内の当事者の方のお話もお聞きしております。小学生、中学生、高校生の親御さんのお話をお聞きしますが、その中でも、中学二年生、三年生の親御さんの高校受験に向けた出席日数の悩みは深刻なものになっています。学校の環境が合わないという状況の中で、出席扱いにしてもらうために、保健室、別室、せめて玄関までと登校に向けた努力をされています。それは私たちの想像を超える苦しみを子供にもたらしめている場合があります。登校した反動で、その後さらに長くお休みするような事態を引き起こしていることもあります。不登校にかかわらず、女子生徒の中には、生理による体調不良で学校や授業を休みたいと思っても出欠記録欄に影響があると考え休めない場合もあるとの声もあります。

山形県でも出欠記録欄を廃止することについて検討が必要ではないかと思いますが、お考えをお聞きます。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 高等学校入学者選抜におきまして、中学校が高等学校へ提出する調査書の具体的な内容や様式につきましては、各県で定めることとなっており、本県におきましては、各教科の学習の記録や特別活動等の記録、校外活動の記録、そして出欠の記録等の記載欄を設けているところであります。

このうち、出欠の記録につきましては、実務上、当該生徒の中学校における第一学年から第三学年までの状況を把握し、高校入学後の速やかな支援やきめ細かな指導につなげる等、生徒理解の参考とするために活用しているものでありまして、出欠日数をもって受験上不利に扱うというような対応は全くしてございません。

こうした中、全国には、可否に関わらない情報であること等を理由に、生徒や保護者等の視点に立って、出欠の記録欄を廃止する県があることについては承知しております。

県教育委員会といたしましては、こうした他県の動向を踏まえまして、今後、中学の校長会や高等学校長会等関係者に対し、出欠の記録欄を廃止した場合の影響等について意見聴取などを行いながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

今も不利に扱うことはないということではありますが、それがあることによって苦しんでいる、望ましくない関わりが起きている可能性があるということがありますので、ぜひとも中学校長会、また高等学校長会でお話をお聞きになっていただいて、なくしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。学びたいと思う県立高校でリスタートしたいという思いがかなうように、県教育委員会として一層の御支援をお願いいたします。

二月議会において、子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の阿部ひとみ委員長から、「配慮を必要とする子どもが安心して過ごせる居場所づくりへの支援の充実」として、「様々な要因や発達の特性などから、教室に行きづらい、集団になじめない子どもに対して、学びの場を確保しつつ人との交流や生活をサポートするため、小中学校に校内フリースクールなどの居場所づくりが進むよう支援すること。この場合、教員の負担軽減を図る観点から、担当する職員を適切に配置すること。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を拡充し、学校の相談支援体制を強化すること」との提言がされました。

県内小・中学校で不登校となっている児童生徒は二千人を超え、不登校傾向の子供たちも多くいる現状となっています。子供たちはもちろん、保護者、そして教育現場の先生方にも大きな悩みとして持たれていることと思います。

広島県教育委員会では令和三年度で新設された不登校支援センターでお話をお伺いしてきました。

不登校の未然防止、不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援を柱として六つの取組を行っており、その一つにスペシャルサポートルーム、SSR推進校への支援があります。各市町にある小・中学校において、SSRを推進した学校には教員を加配措置し、不登校等児童生徒支援コーディネーターとして、学校全体の教育相談をコーディネートする役割を担い、SSRに常駐します。そして、県教育委員会不登校支援センターの指導主事が定期的に学校を訪問しサポートされるという制度です。令和元年度にスタートし、最初の十一校から令和六年度は小・中学校合わせて十七市町四十二校、小学校が十一校、中学校が三十一校まで増えていました。

学校内に安心安全な居場所をつくることを目指し、初年度のみ市町に対し、学校ごとに四十万円の補助を行って環境を整備し、最終的には中学校区として一体的な取組を推進して各学校を支援していくように、県教育委員会として各市町の教育委員会を下支えされてきました。

また、令和四年度に設置された「SCHOOL "S、」は、もともと県立教育センターにあった相談指導員や心理療法師が常駐している心のふれあい相談室の利用が少ないことから、子供たちの学びの選択肢の一つの機能として同じ建物の中にかかれたものでした。年度途中で始められたということで予算がなく、できる範囲でつくられたそうで

す。

子供たちはこの——傍聴席からは見えないかと思いますが、いろいろ書いてあるのでぜひ御覧ください。——子供たちが学校の通常の教室、SSR、フリースクール、各市町の教育支援センター、そしてこのSCHOOL "S"、家庭からのオンラインなど、様々な選択肢から自分に合った学びの場を選択することができるような取組をさせていただきました。このSCHOOL "S"には三時間かけて登校していた小学生がいました。その子は、SCHOOL "S"で充電され、中学からは地元の学校に通い始めたということでした。

また、昨年度の子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の現地調査でお伺いした秋田県立秋田明徳館高等学校の「スペース・イオ」では、不登校の小学生、中学生及び中学校を卒業した子供を対象に、安心して過ごすことのできる心の居場所を提供しながら、学習指導員やカウンセラーなどが主に学習を支援する取組を行っており、通学、通学とオンライン、オンラインと三つの学習形態を選ぶことができます。こちらにも一時間かけて通学している子供がいるとお聞きしました。

山形県においても、県内でも比較的アクセスのよい霞城学園高校などにそのような不登校支援に向けたスペースを設けることを検討してはいかがでしょうか。

また、各市町村の教育委員会でオンライン授業を行うには、人員、労力、機器材など、あらゆる面から非常に難しい面があるため、県教育委員会として支援が必要だと考えます。

また、このオンラインに関してニーズが大変高まっているとも感じております。コロナ禍を経て、各家庭のオンライン環境も整備されているところが多いかと思えますし、これは、家庭に限らず、学校の別室や市町村の教育支援センターなどどこからでもアクセスできるものと考えます。

二月議会において特別委員会から提言されておりますが、その検討状況も含め、山形県として、不登校の児童生徒に対する支援体制、取組状況についてお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 本県の不登校児童生徒につきましては、全国平均と比べれば少ないものの、全国同様増加傾向となっており、不登校対策は喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

県教育委員会ではこれまで、不登校対策として、文部科学省の補助事業等も活用しながら、市町村が行う教育支援センターの設置・運営などの居場所づくりや、スクールカウンセラーなど専門家による相談体制の整備等に市町村と連携しながら取り組んできたところであります。

具体的には、居場所づくりにつきましては、全国に先駆けて実施いたしました教育山形「さんさん」プランにおきまして、中学校入学後に不登校となる生徒が急増することを踏まえまして、不登校傾向にある生徒を教室以外の別室でサポートする学習支援員を不登校の多い中学校二十校に配置し、きめ細かな対応を図ってまいりました。さらに、最近の小学校における不登校児童の増加傾向を踏まえまして、今年度から新たに、不登校児童が多い小学校二十五校に学習支援員を配置し、支援の充実を図ったところであります。

空き教室等を活用した校内の居場所の整備につきましては、引き続き市町村に対し文科省の補助制度等の情報提供を行いますとともに、市町村からの相談にも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

相談体制の整備につきましては、スクールカウンセラーを全ての中学校に配置いたしますとともに、地域の小学校の相談にも対応しております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましても、各教育事務所に配置し管内の学校からの相談等に対応しておりますとともに、特に重点的な対応が必要な市町村や学校につきましては、個別に配置し、きめ細かな対応を図っているところであります。さらに、県教育センターにおきましては、不登校などの教育相談を来所や電話、メールで行うなど、学校以外に相談できる体制も整えております。

近年はICT技術の進歩が著しく、不登校対策におきましてもICT活用の効果が期待されますことから、今年度は、新たに一人一台端末を活用した「心の健康観察」などの仕組みを導入し、児童生徒の小さな変化を見逃さないための取組を強化したほか、オンラインによる学習支援やメタバース技術を活用した不登校対策につきましても、他県の事例なども参考にしながら、現在、鋭意研究を進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、このような取組を通しまして、不登校となった児童生徒一人一人の学びの保障がしっかりとなされますように努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

私たちの宝である未来を担う子供たちの持つ力を一層伸ばしていけるように県で応援していただきたいと思えます。本当に、このオンライン、ぜひともしていただきたいと思っております。できることから始めていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○柴田委員長 橋本彩子委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十五分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。相田日出夫委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

相田日出夫委員。

○相田（日）委員 自由民主党の相田日出夫です。本日の予算特別委員会において質問する機会を与えていただきました先輩・同僚議員に感謝を申し上げます。

このたびの能登半島豪雨、山形県内で発生しました豪雨災害により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

被災地では、今も多くの方々が復旧と再建に向け懸命に取り組んでおられることに深い敬意を表しますとともに、亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げます。

災害はいつ発生するか分からない現実を私たちは改めて痛感しております。県内における防災対策のさらなる充実が必要であると強く感じておりますが、知事をはじめとする執行部の皆様にも引き続き御尽力いただきたく存じます。

それでは質問に移らせていただきます。

令和七年度以降の保育料無償化の取組についてお伺いいたします。

昨年九月の一般質問で、保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業について、次の内容でしあわせ子育て応援部長にお伺いしました。

「現在公表している支援内容は、令和六年度まで第三・第四階層の対象者数を積算基礎とする交付金を継続し、事業開始後は政府の動向等も踏まえながら検討されるとのことですが、現在、負担軽減の対象となっている子育て世帯はもちろん、窓口となる施設、市町村の対応を考えると、県の方針を早期に示すべきではないでしょうか」に対して、部長から「令和五年度においては、第三・第四階層の保育料について、全体の八割を超える市町村で実質ゼロとなっているほか、他の市町村においても国基準額を大幅に下回る利用率となっており、全ての市町村において負担軽減を講じていただいております。今後につきましては、現在の取組を令和六年度まで継続するロードマップを市町村にお示ししているところですが、まずはこれまでの取組に対する評価が必要と認識しております」との答弁がありました。

こちらの資料は、県が行った保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業の数値でございます。（画像を示す）

私から関連して、毎年九月に所得階層区分に応じて保育料の算定が行われますが、算定の際に、第四階層とほとんど所得が変わらなくとも、僅かに所得割額が九万七千円を超えたため保育料無料から四万四千五百円の国基準利用率負担が発生するケースがあるとお聞きしております。市町村民税は前年度の所得によって課税されますので、家庭の事情で一時的に就労できないケースなど、世帯収入に変化があった場合は、特に影響が大きくなります。——こちらの資料が所得階層区分別の国基準利用率の月額保育料になります。（画像を示す）⑤の区分世帯での推定年収四百七十万円を超えた場合は、保育料五十三万四千円の年間負担が発生します。

吉村知事が取り組まれる子育て支援をさらに前に進め、また、今後加速度的に進む少子化に歯止めをかけるためにも、第五階層にも対象を拡大するなど、より一層の負担軽減を図るべきだと考えますが、新たな支援策として検討する考えをお持ちかを部長にお伺いしたところ、「御指摘のありました第四階層と第五階層の差につきましては、これまでもその差を小さくしていく運用が必要ではないかとの御意見を頂戴しているところであり、今後の事業の方向性を検討するに当たり、ポイントの一つになると考えております。今後に向けましては、まずは市町村の実務者レベルの方からヒアリングを行うことを予定しており、現在、事前アンケートを実施するなど準備を進めているところです。引き続き、関係の皆様から丁寧にお話を伺いながら、新たな事業方針案について、できるだけ早期にお示しできるよう検討を進めてまいります」とのことでした。

こちらの資料は、山形県のゼロ歳から二歳児の保育認定数の所得階層区分別の割合になります。（画像を示す）赤く囲っておりますが、第五階層の対象者が令和五年度、六年度とも三五％と、三分の一が対象となっております。

既に実務者レベルのヒアリングや事前アンケートの結果を取りまとめ、新たな事業方針の策定に取り組んでいると思いますが、令和七年度の予算編成の準備を進める市町村へ、前回のように混乱が生じることがないように早期に示す必要があると思いますし、一番気にされているのは、対象年齢のお子様をお持ちの御家庭だと思います。

参考まで、高島町の令和五年度保育料後期算定による負担階層ごとと児童数の比較資料です。(画像を示す)高島町では、対象者が多い第四階層、第五階層、第六階層を二から三区分に分けて町基準利用料を設定しております。私は、第五階層全てを無償化することは予算的に厳しいと思いますので、赤く囲った部分について、拡大に向けてぜひとも検討をお願いいたします。

令和二年度から五か年計画として策定され、現在実行されておりますやまがた子育て応援プランの責任者である知事に、保育料無償化に向けた今後の県の対応についてお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 私は、若い世代の経済的な負担感をできる限り少なくして安心して子育てできる環境づくりが重要と考え、政府に先駆けて、令和三年度からゼロ歳から二歳児までの保育料負担軽減に取り組んでまいりました。地方を中心に労働力不足が深刻化する中で、特に低年齢児の保育料は負担が大きく、女性が就労継続を断念する要因にもなっておりますので、女性活躍推進の観点からも重要な施策であると捉えております。

本県では現在、全ての市町村において、国基準の所得階層八区分のうち、第四階層以下の保育料が実質ゼロまたは国基準を大幅に下回っております。市町村の皆様には、様々な事情や制約がある中、連携した取組を実施していただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

本事業につきましては、これまでの取組を検証した上で、改めて方向性を検討していくこととしておりまして、昨秋以降、市町村の皆様から丁寧にお話をお聞きしてまいりました。

その中では、全ての市町村から事業の継続について要望がありましたし、第四階層と支援の対象とならない第五階層との段差を小さくしていくべきとの御意見、また、保育など全ての子供がひとしく享受すべき基本的な施策は全国一律で実施されるべきであるとの考えから、政府に対する働きかけを強化するよう望む声もいただいたところであります。

私としましては、この負担軽減事業が、子育て支援において特に優先度の高い重要な事業であるとの思いは変わっておりません。市町村からの御意見にもありまして、保育料の無償化は、本来政府が先頭に立って取り組むべき施策であり、今後も全国知事会等と連携しながら強く働きかけを行ってまいります。

政府による無償化が実現されていない中ではありますが、県としてもできる限りの対応を考えていかなければならないと思っておりますので、今後につきましては、市町村の皆様との御意見も踏まえ、事業の継続と併せて、課題となっている第五階層との段差を緩やかにするような支援の拡充について検討してまいりたいと考えております。

少子化の進行が加速している今、子育て支援・少子化対策には一層力を入れて取り組む必要がございます。共に事業を行う市町村の皆様とは、予算編成の時期にも十分配慮しまして、連携を密にしていきますとともに、議会の皆様にも適時御説明申し上げながら、取組を前に進め、「子育てするなら山形県」の実現を目指してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 相田委員。

○相田(日)委員 知事、御答弁ありがとうございました。検討されるということですので、適切な時期に各市町村にお示しいただきますよう、早急に対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。大規模林野火災対応に係る連携体制についてお伺いいたします。

四月二十八日の高島町、五月四日の南陽市で発生しました大規模林野火災の諸対応についてお伺いいたします。

今回の火災について、御存じのことと思いますが、資料で災害状況について御説明させていただきます。(画像を示す)

高島町につきましては、御存じのとおり、四月二十二日から五月十一日まで八件の林野火災が発生しております。その中で、特に四月二十八日に発生しました火災が規模が大変大きい火災となっております。四月二十八日の火災発生から、四月三十日の十二時に鎮圧し、五月一日に鎮火に至っております。消防団延べ三百四十四人、消防署延べ百三十六人の方に御尽力をいただいております。

南陽市につきましては、五月四日に発生しておりまして、延べ人数で千六百人、五月七日に鎮圧し、鎮火には五月十二日まで要しております。

高島町で発生しました火災については、いまだに発生原因が特定されておりません。町民の方が安心できるよう、ぜひとも警察本部長、よろしく願いをいたします。

南陽市も含め、ゴールデンウィーク期間中にもかかわらず昼夜を問わず消火活動の対応に当たられました消防団員をはじめ関係各位の御尽力には頭が下がる思いでございます。私も、消火活動の妨げにならないよう、高島町の現場に数回伺いましたが、改めてこの場をお借りして、消火活動に御尽力いただきました皆様にお礼申し上げます。

さて、今回の大規模林野火災については、各自自治体とも消防署や県との取決め事項に基づき消火活動を実施した際に、共通した課題対応があったと思っております。

一点目として、林野火災であるため、延焼範囲が拡大したりして現状の消火活動では対応できない場合、市町村・消防本部は県庁に消防防災航空隊の出動要請を電話で行うことができるようになっております。

こちらの資料が防災ヘリコプターの緊急運航要請の概要になります。続いて、この資料が林野火災対応時の消防防災ヘリコプターの緊急運航要請フローチャートでございます。(画像を示す) 今回の火災について、南陽市、高島町とも、置賜広域行政事務組合の各消防署において消火活動を行っている中で、状況を判断して、延焼拡大を防ぐため、現場判断にて資料のとおり消防本部からヘリ要請を行っております。

こちらの資料が今般の林野火災における空中消火体制についての対応内容でございます。(画像を示す) 隣県からの防災ヘリの協力を得ながら消火活動を行いました。延焼の拡大が止まらないことから、南陽市、高島町とも自衛隊への派遣要請を市長、町長から知事へ要求しておりますが、隣県への要請時間と比べ、自衛隊への要請に時間を要していると思われま。

こちらの資料は、鎮圧までに要した日数とヘリコプターの稼働時間、飛行回数、水量の表になりますが、林野火災での消火活動は空中から行うのが最も効果的とされている中で、現場との連携も含めて適切に対応できていたか。そして、こちらの資料は空中消火に対応した各種ヘリの写真です。対応水量を御覧いただきたいと思ひます。

二点目として、日頃から大規模林野火災を想定しての訓練が十分でないため、勤務時間外も含めて火災状況に係る情報収集や県との情報伝達や消火現場統制を行っている現地指揮本部での対応が多岐にわたるため、現地に総合支庁からの職員派遣対応も含め、各市町村と関係部局においてスムーズに連携が取れる仕組みや訓練が必要と思われま。

さらに、県では、警察や自衛隊に関しては専門的見識を持った職員を部局に配置していますが、消防については、自治体等の組織的な関係から配置には至っていないと思われま。

今回の林野火災を契機として、南陽市、高島町と検証作業を行ったと思ひますが、火災状況から、自治体の消防能力を超えると見込まれる際の対応方法や消火活動に係る統制調整並びに自衛隊への災害派遣要請に係る情報収集や調整の迅速化に向けた体制整備など、今後の県の対応について防災くらし安心部長のお考えをお伺ひいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 大規模林野火災に係る連携体制についてお答え申し上げます。

高島町や南陽市で発生した大規模林野火災に対しましては、県において特別警戒配備態勢を取りまして、消防防災ヘリコプター「もがみ」や東北各県の消防防災ヘリコプターによる空中消火活動に加え、自衛隊に対しまして、災害派遣の三原則を踏まえ、特に非代替性要件に合致するのか、可能な範囲で客観的な状況の把握に努めながら速やかに派遣要請を行い、市町、広域消防による消火活動の支援を行うとともに、現地の指揮本部に職員を派遣し、各機関による消火活動の調整等を行ったところであります。

このたびの消火活動につきましては、ここ十年間で最大規模の林野火災であり、長期間にわたり複数の関係機関が連携して対応した案件であったことから、鎮火後速やかに、よりよい連携体制の構築に向け関係機関と検証を行い、課題と解決策を整理した上で、県内各市町村、消防本部及び自衛隊と調整、確認を行ったところであります。

まず、防災ヘリの派遣要請や自衛隊への災害派遣要請につきましては、従来から、防災ヘリの派遣要請、そして東北各県の防災ヘリへの応援要請並びに自衛隊への災害派遣要請とそれぞれの手順が個別に定められておりまして、連動しておりませんでした。このたび、火災覚知から自衛隊への災害派遣要請までを一連の流れとして整理しまして、特に自衛隊への災害派遣要請につきましては、より迅速な要請に向けて、県の消防防災ヘリへの出動要請がなされた時点で自衛隊への情報提供を行うこととしました。

県では、追加の情報として映像の提供も行っていくことにしておりますが、自衛隊におきましても、必要に応じて偵察飛行等により現地確認を行ってもらい、現場の状況確認、状況認識の共有化を図ることとしたところであります。

次に、現地指揮本部と災害対策本部等との情報連携の体制につきましては、今般の林野火災におきましては、活動状況や今後の方針等の情報の管理が現地指揮本部と災害対策本部で一元化されず、情報が錯綜した場面もありました。このため、現地指揮本部に総括班を置きまして、市町村職員を班長として、各機関からの情報を一元的に整理し、災害対策本部や関係機関との連絡調整、さらにマスコミ対応に当たる体制としたところであります。県、自衛隊等の関係機関は総括班に引き続きリエゾンを派遣し、情報の収集と共有を行うこととしております。

また、このたびの林野火災におきましても対応したところですが、引き続き、専門的知見を有する県職員を運用支援員として現地指揮本部に派遣しまして、現地指揮本部長に対しまして、消火活動の調整等に係る助言を行うことを改めて確認いたしました。

大規模林野火災につきましては、県民の生命や財産に甚大な損害を与えかねないものであります。県としましては、市町村とともに実施している林野火災防御訓練を通しまして、関係機関との連携体制をなお一層強化しながら、発災時の被害が最小限となるよう努めてまいります。

○柴田委員長 相田委員。

○相田（日）委員 部長ありがとうございました。迅速に御対応いただきましたことに感謝を申し上げます。整備しただけでなく、定期的な訓練等も実施していただき、万が一の際については迅速に対応いただきますよう、引き続きお願いをいたします。

続きまして、大規模林野火災発生時の航空統制についてお伺いいたします。

さらに今回の林野火災で対策が求められたのが航空統制の在り方です。先ほど示した資料のとおり、日によって違いがありますが、ヘリが日三機から日八機運航しております。事前の調整により飛行計画を策定して消火活動を行ったようですが、気象条件や他地域での林野火災対応への転用等により、飛行計画の修正や各航空部隊——県、他県、自衛隊——との調整等を現地指揮本部が行っていたとのことですが、現地指揮本部で専門的立場の方が適切に対応されていたのか、消防用ヘリコプターのバケットに不具合が発生したともお聞きしており、安全管理に対応する人員を現地に配置する必要性も感じております。

また、技術の進歩によりドローンを活用した災害現場での情報収集が比較的容易に行えるようになった一方で、ドローンによる情報収集活動とヘリコプターによる消火活動が現地で競合したことで、航空運用に支障もあったようです。

大規模林野火災発生時に効果的な消火活動を行うためにも、防災ヘリコプターやドローンからの情報を活用しながら、空中消火活動へ反映する仕組みや、活動の競合等による二次災害を発生させないための航空統制の在り方などを整理する必要があると考えますが、今後の県の対応について、防災くらし安心部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 林野火災時の航空統制についてお答えいたします。

このたびの火災対応におきましては、県では、現地指揮本部に専門的知見を有する防災部門の職員、それから消防防災航空隊の隊員を派遣し、自衛隊や各県消防防災航空隊との連絡調整を行うなど、航空運用にも携わりました。

このたびの火災では、数多くのヘリコプターによる空中からの消火活動が行われましたが、ただいま委員からお話がありましたとおり、ドローンによる情報収集も並行して実施されました。そのような中、航空運用を統括する者が明確でなく、火災の状況に応じたヘリごとの活動区域の割り振りや、気象状況を踏まえた飛行時間の設定など、飛行計画の修正に係る複雑な調整を現地指揮本部長、——大概、地区の消防署長さんが行っておられましたが、その本部長自らが行わざるを得ず、多大な労力を要したと関係者からお聞きしております。

このことを踏まえまして、複数の航空機をより円滑に運用し、空中消火活動の効果をさらに高めるため、専門的知見を持つ者が現地指揮本部の本部長の統制の下に飛行計画の策定・運用を専ら行う航空運用調整班を現地指揮本部に置くこととしました。

航空運用調整班は、具体的には、県消防防災航空隊の隊員を班長としまして、自衛隊や他県の航空隊、地元消防本部とともに、現地指揮本部長の消火活動方針に基づきまして、ヘリやドローンからの情報も活用しながら各機関の航空機の活動区域やタイムスケジュールを調整・管理することとしたところであります。

大規模林野火災に対しましては、航空機による消火活動が大きな効果をもたらすものであり、また、現場の状況を的確に把握するためにはドローンの活用も有効と考えております。県としましては、関係機関と密接に連携し、航空統制をより確実に行うことで、消防が円滑に消火活動を実施できるように支援してまいります。

○柴田委員長 相田委員。

○相田（日）委員 関連しますので次の質問に移ります。災害時における通信確保についてお伺いします。

山形県では、携帯電話不感エリアについて、政府の補助事業を活用し、携帯電話事業者、市町村の協力の下、令和二年三月末時点で通話エリアの人口カバー率は九九・九%となっており、居住地については、数字が示すとおりほぼ整備済みの状況であり、直近の令和六年七月末時点では、前年から二市が対応され、残りは一市一町一村の八世帯とのことです。

現在も東北地域デジタルインフラ整備等推進協議会で対応中とのことですが、民間事業者が主体となる部分では、立地条件等によっては早期対応が難しい部分もあるかと思われませんが、担当部局での継続対応をぜひともよろしくお願いいたします。

山形県での人口カバー率は、政府が示す数値をクリアしている状況ですが、先ほどの林野火災で現地指揮本部や消防団員が苦慮したのが携帯電話で、通信環境が悪く、特定の通信会社以外の携帯電話では圏外であったため、関係者との通信に非常に苦慮したとのこと。具体的には、現地指揮本部で情報収集や調整に当たった県職員との連絡が困難であったため、県庁や総合支庁からの問合せが当該職員に対してではなく町の災害対策本部へ直接されたといった話や、消防団幹部が団員に連絡するために通信可能な場所までその都度移動して連絡をしていたとお聞きしております。

今回の経験を踏まえ、不感地域で災害が発生した際に通信手段を確保するため、仮設アンテナ等で現場にいる多く

の方が利用できる対策が必要不可欠だと思われま

す。このような状況に対応する手段として、衛星通信機器「スターリンク」や複数の関係者が利用できるWi-Fi関連機器の手配や環境整備を各総合支庁で進める必要があると考えますが、災害の状況に応じた通信手段の確保について、防災くらし安心部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 災害時における通信確保についてお答えをいたします。

災害時におきまして、災害対応に当たる関係機関の通信手段を確保することは、災害現場の状況やそれぞれの機関が行っている対応状況等の様々な情報を迅速に共有し、相互に連携して災害応急対策を実施する上で極めて重要であると考えております。

このため、地理的な要因により無線電波が届かず、携帯電話等が圏外となる山間部や、通信が途絶した被災地におきましても、様々な手法を用いて通信が確保できるよう努めていく必要があります。

県では、市町村をはじめとする関係機関との庁舎間の通信を確保するため、多重無線回線と衛星通信回線等の二系統を備えた防災行政通信ネットワークを整備しておりますが、このたびの林野火災のように、現場での情報収集や応急対策を機動的に実施していくため、衛星携帯電話を県庁及び各総合支庁へ配備しているところであり、職員の誰もが必要性に応じて使用できる態勢としているところですが、やはり、より効果的な活用が図られるよう運用面の改善を行うとともに、職員に対する使用方法等の周知を行ってまいりたいと考えております。

また、災害発生時に多数の移動式通信機器が必要となる場合も想定されます。総務省東北総合通信局では、衛星を活用したブロードバンドインターネット「スターリンク」用の通信機器などの貸出しも行っており、それらの有効活用についても改めて市町村等に周知してまいります。

なお、このたびの林野火災のように、屋外の通信環境が良好でない場所で多くの関係者の通信を確保する手段としては、災害対策基本法により指定公共機関と定められている通信関連企業が所有している移動基地局車などを活用する方法がありますので、必要に応じて要請をして活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、このたびの七月二十五日からの大雨では、酒田市大沢地区におきまして通信が不通となったところですが、県と酒田市が総務省に対しまして要請を行い、衛星携帯電話の提供やWi-Fi環境整備の支援を受けるとともに、携帯電話各社による臨時基地局の開設により、携帯電話の使用が可能となったところであります。

県としましては、災害の応急復旧に不可欠な現地の情報収集及び正確かつ迅速な伝達に向けて、総合防災訓練における実践的な訓練などを通して、関係機関とのさらなる連携強化を図りながら、通信手段を確実に確保できるよう取り組んでまいります。

○柴田委員長 相田委員。

○相田(日)委員 今回の林野火災を通して、規模が大きかったということで、想定を超えた部分が多々あったかと思えます。いろいろな災害について、今は想定を超えることが多々ありますので、いろいろな部分について、これでいいんじゃないかと、もう少し踏み込んだ態勢をきちんと整備する必要があるかと思えますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

防災に関する情報発信についてお伺いします。

七月二十五日、山形県で大雨が発生していた頃、私は、厚生環境常任委員会の県外現地調査の最終日で、伊丹空港出発ロビーのテレビで状況を見ており、同時にスマートフォンに登録した防災アプリで情報を確認しておりました。

山形県では、防災情報として、ホームページで「こちら防災やまがた!」や登録者へのメールやSNSなどで情報発信を行っており、県内の各自治体も、同様の対応以外に、防災行政無線や防災ラジオ等を活用しながら様々な手段で防災情報の発信に努めております。

自治体によっては、利用者一人一人の状況、現在位置や住宅位置に応じた災害情報をピンポイントで届けるプッシュ型の防災アプリの導入を行っているところもあります。

このサービスは、激甚化した自然災害や気象災害等が頻発し、災害被害の規模も増大している中、自治体として、このような災害状況の変化に対応し、人々の安全を確保するためには、従来のような行政からの情報発信を契機とした避難行動だけでなく、一人一人の自発的な早期避難行動がより一層重要との認識から、民間で提供しているパーソナライズされた災害情報の通知と身近な人との相互の声がけにより、自治体職員を介さずとも、災害時に自らが考えられる、逃げられる防災サービスとのことでございます。

こちらの資料は、福島県防災アプリの内容でございます。(画像を示す)アプリの機能として、自治体からは避難所の状態、避難情報発令等届け、利用者はスマートフォンアプリから災害時の避難行動をあらかじめ計画するマイ・タイムラインの作成や、現在位置や住宅位置に基づいた周辺の災害情報の確認や、事前に登録した家族等の安否情報の共有も可能となります。

私は、このアプリを導入している隣県の福島県にお伺いして、担当者からお話をお聞きしてまいりました。福島県では、令和元年十月に発生した台風十九号で、身の危険が迫ってきていると感じてから避難した人が多く、具体的な避難計画を考えていた人ほど早めに避難したことが県の被災者に対する調査結果で判明したため、災害に対する事前の備えの重要性を認識したことで、いざというときの行動を日頃から考え、家族や大切な人と一緒に防災アプリをダウンロードし、災害に備えるため今年の三月から利用を開始しております。

また、このアプリを活用する企業もあり、例えば県内の銀行では業務用のスマートフォン千五百台にアプリをダウンロードして、転勤等で慣れない土地で働く行員が勤務地や居住地の災害情報を迅速に把握し、被害防止につなげる取組を行っているとのことでした。こうした活用も含め、九月には六万人の利用者となり、来年末までには十万人を目指して広報活動を行うとのことでした。

このアプリを県が導入したことで、予算面では対応できなかった市町村も活用でき、既に利用していたところでは、見直しを行う中で、防災無線機能をオプションで追加することで室内でも放送内容を聞くことができるなど、機能面の充実等により、福島県内の六割強の自治体で活用しているとのことでした。資料のとおり、こうした取組は、福島県だけでなく、既に東京都、大阪府等多くの都府県で対応を行っております。(画像を示す)

山形県でも過去の災害等で被災者に関する調査等で有効な手段を講じていたと思いますが、七月に発生した大雨について検証や調査を行うことで新たな対策等の検討も必要になるかと思われます。

また、インバウンドで外国人旅行者が県内を訪れた際や、能登半島地震時のように帰省や旅行等で平時より多くの方が被災された際には、人的リソースの不足をカバーする手段としても有効かと思えますし、逆に山形県民が県外に行かれ、現地で災害に遭われた際にも活用することができます。

県として、以上の取組を市町村と共有することで一層有効に活用できるよう、さらなる方策を講じる必要があると考えます。

そこで、本県での県民の災害への事前の備えに向けた取組と新たな情報発信手段の導入について、防災くらし安心部長にお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 防災に関する情報発信についてお答えいたします。

大規模災害時に県民や県内に滞在する方の命を守り、適切な避難を促すため、様々な手段による防災情報の発信が極めて重要であります。

県では、市町村による避難指示などの緊急情報や台風接近に伴う注意喚起情報をはじめ、河川の水位情報や道路規制情報、積雪情報など、地域の災害リスクを把握するための防災情報を県ホームページ等で発信しております。また、LINEヤフー株式会社とは災害協定を締結し、「Yahoo!防災速報」アプリによるリアルタイムでの情報発信等も行っており、これら様々な媒体を活用し、防災情報の発信に取り組んでいるところであります。

携帯関連会社が行っている調査では、災害時の情報収集の手段としては、令和五年一月時点で約二五%の方がスマートフォンのアプリを活用しており、年々増加傾向にあるということでもあります。

現在、福島県などの十四の都府県で独自に防災アプリを開発・導入しております。これらのアプリにつきましては、自治体が独自に開発したアプリであることから、登録者の拡大や運用経費などに課題があるというふうには聞いてはおりません。

本県で活用しております「Yahoo!防災速報」アプリでも、各自治体の独自アプリと同様に、気象警報や緊急地震速報、津波、避難情報、河川等の氾濫警戒情報、災害前の注意喚起情報など、様々な防災情報をプッシュ通知で受け取れるほか、災害への備えとして、防災タイムラインの作成や避難所リスト、ハザードマップを事前に登録することができる防災手帳の機能も有しております。

現在、本県では約二十七万人以上の方がYahoo!防災速報を受信できる状況にあり、県としましても、県民や本県への観光旅行者等の災害への備えとして活用を促進してまいりたいと考えております。

一方、災害時の情報収集としましては、依然としてテレビが最も多いとの調査結果もありますので、インターネットなどの情報伝達手段を利用しない人との間に生じる情報格差、いわゆるデジタルデバイドの問題も含めて、十分留意して対応していく必要があると考えております。

県としましては、より効果的な情報発信に向けて、今般の大雨災害における防災情報の提供の課題などを市町村とともに検証を行いながら、引き続き報道関係機関やウェブメディア等とも連携しまして、テレビやラジオ、さらにはアプリやSNSなどの各種媒体を活用した防災情報の発信にしっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 相田委員。

○相田(日)委員 県もいろいろなお考えがあるかと思いますが、まずは機能比較等をしていただき、金額的な部分だけではなく、やはり県民の命を守るという部分は最重要視しなければいけない部分かと思えます。さらに、

市町村との連携も重要になるかと思っておりますので、県民が使いやすく、いち早く行動できるには何が適したか、再度関係部局を通して検証していただき、最適な対応をぜひともお願いしたいと思います。

部長、大変ありがとうございました。

田んぼダムへの取組についてお伺いいたします。

こちらの資料は、山形県の田んぼダムの取組の資料でございます。(画像を示す) 頻発・激甚化している豪雨災害について、その被害の予防・軽減を図る観点から県で取組を進めている田んぼダムの意義と、その推進の方向性についてお伺いいたします。

近年、時間雨量五十ミリメートルを超える短時間強雨の発生件数が増加しており、県内の住宅地、農地、山林を問わず大きな被害を及ぼし、農村の安全安心な暮らしが脅かされています。

去る七月二十五日からの集中豪雨では、県内各地でこれまでにない規模の被害をもたらし、いまだにその大きな爪痕を残しておりますが、二年前の令和四年、四年前の令和二年、六年前の平成三十年にもこのような豪雨災害が発生したことは、皆様の御記憶に新しいものではないでしょうか。

特に、令和四年の豪雨災害の際には、私の地元でもある置賜地方に甚大な被害を及ぼしたところですが、被災者、農家、地域住民の皆様の御尽力をはじめ、県民やボランティアの方々、そして国や県、市町村など行政機関の皆様をはじめ、多くの御協力を得ながら、その復旧を進めてきたところです。この場をお借りして、復旧に御尽力いただきました皆様にお礼を申し上げます。

さて、豪雨災害の頻発・激甚化が懸念される中、営農しながら取り組むことができ、地域の防災・減災に貢献できる田んぼダムが昨今注目されています。

田んぼダムとは、田んぼダムを実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。資料のとおり、この仕組みとして、水田の排水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の空いた調整板などの器具を取り付けることで水田に降った雨水を一時的にため、時間をかけてゆっくりと排出することで、水路や河川の水位の上昇を抑え、あふれる水の量や範囲を抑制することができるものです。(画像を示す)

このように、田んぼダムは、防災・減災の観点からも効果的な取組である一方、農家の皆様の理解醸成や営農への影響、貯水のための畦畔や排水ますの整備費用などの課題もあることと承知しております。参考まで、こちらの資料が田んぼダムの取組に活用できる事業内容です。

しかしながら、農村の安全安心な暮らしを確保すること、また、その緊急性を鑑みたとき、これら課題の分析と対応を進めつつ、さらに規模拡大、加速化していく必要があると考えております。

県では、資料のとおり、令和四年度より、やまがた田んぼダム推進事業を創設し、取組面積の拡大に向け、周知推進活動や貯留効果の検証等を行っている旨を伺っております。本事業の三年間の取組内容と成果を踏まえ、改めて県として田んぼダムの効用と役割についてお伺いするとともに、田んぼダムを推進、加速化していく施策について今後どのように考えているのか、農林水産部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 田んぼダムへの取組状況についてお答えいたします。

全国的に豪雨災害が頻発・激甚化している中で、県では、御紹介ありました、水田の雨水貯留機能を活用した田んぼダムの取組を推進しております。

本県の取組面積は、庄内地域を中心に年間数百ヘクタールの規模で拡大しておりまして、令和五年度は全国第四位の約三千八百ヘクタールとなっておりますが、山形県農業農村整備長期計画においては、令和八年度までに約六千四百ヘクタールに拡大することを目標にしておりまして、さらなる拡大を目指しております。

田んぼダムは、水田に降った雨を一時的にため、時間をかけてゆっくりと排水することで、排水路や河川への急激な流出を抑えることができ、流域治水対策の一環として減災効果が期待されているところです。

田んぼダムの特徴として、取り組む地域よりも下流の地域で効果が発揮されるということがありまして、推進に当たりましては、上流から下流に至る地域が一体となって取り組むことが大切になりますが、現場からは、「上流の理解が得られず、広域的な取組につなげていない」との声が聞かれます。そのため、田んぼダムのさらなる拡大に向けては、上流地域も含め、多くの関係者の理解と協力が不可欠となります。

県では、令和四年度からのやまがた田んぼダム推進事業で、県内の実践組織や市町村、土地改良団体が構成される山形県田んぼダム推進情報連絡会を組織しまして、田んぼダムの拡大に向けた取組を進めてまいりました。具体的には、先進地域の取組事例集やPR動画の作成、実証圃場における効果検証や現地研修会の開催など、田んぼダムの効果の見える化とその周知に取り組んできたところです。

実証事業は、令和四年度は置賜地域で、令和五年度は村山地域で、今年度は最上地域で取り組んでおりまして、これまでの実証では、豪雨時における田んぼからの落水のピーク流量を約七割減量させ、排水路や河川への流出を抑制

できたことですか、一時的な深水による水稻生育への影響は小さいということなどが確認されております。

今後は、実証で確認された田んぼダムの効果等を広く周知し、農業者等の理解の醸成一層図っていきたくて考えております。

また、田んぼダムに取り組むためには、畦畔の整備や排水ますの設置が必要になることから、政府の補助制度の活用を周知していくとともに、県内で令和七年度以降に新規着手する農地整備事業では、田んぼダムの機能を兼ね備えた整備を進めてまいりたいと考えております。

県としましては、これらの取組を通して、田んぼダムが県全体に広がるように取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 相田委員。

○相田(日)委員 回答ありがとうございました。

県内の市町村の中でも積極的に田んぼダムの取組を推進している市町村もあるとお聞きしております。やはり、そうした中で課題となるのが、農家の方との調整が一番苦慮しているとお聞きしておりますので、逆に今までした対応内容を含め、県がもう少し積極的に各市町村と協力しながら広域的な取組をしなければこの事業というのは効果がないと思っておりますので、七月に発生した豪雨等も含めて、これからいろいろなことがあったときに、やはり日頃からの備えをどうするか、あとはハード面では、予算的な部分も限られていますので、効率的な方法を山形県独自としてももっともっと積極的に推進していく必要があるかと思っておりますので、ぜひとも今後も積極的な取組をお願いいたします。

次に、学校における代替教員の確保についてお伺いいたします。

二〇一九年に働き方改革関連法が施行され六年目になりますが、二〇二〇年の新型コロナウイルス感染症による影響と働き方の変化、二〇二一年から二〇二三年までは持続的な改革の推進と対応が進められてきました。

教育現場において、働き方改革に対応すべき基本項目として、長時間労働の是正、業務の効率化、部活動指導の負担軽減、育児・介護と仕事の両立支援、教職員の心身の健康管理がありますが、教育委員会や学校における取組状況に差が見られることが課題であると中教審でも指摘されております。あわせて、長時間労働の解消には根本的な人員配置や業務分担の見直しが必要とされ、さらなる改善が求められております。

ここで、学校の状況について、公立学校の学校数・教員数・新規採用者数・学級数の資料で説明をさせていただきます。(画像を示す)

資料が示すとおり、少子化の影響により小・中学校及び高等学校とも学校数、教員数、学級数は減少しております。その一方で、新規採用者数は十年前と比較して増加してきており、近年は各校において若い教員の割合が増えている状況が見られます。それに伴い新たな課題も生じているとお聞きしております。——こちら小学校で次が中学校、高校となっております。

文科省が行った令和三年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、資料のとおり、令和三年度に新たに育児休業等を取得可能となった教育職員の育児休業取得状況は、男性が千六百三人、九・三%、女性が二万六十四人、九七・四%で、平成三十年度の前回調査、男性四百四十五人、二・八%、女性一万八千五百八十九人、九六・九%から増加しています。

また、今年六月に公表された山形県教育委員会特定事業主行動計画の令和五年度実績概要によると、資料のとおり、本県においても男性職員の育児休業取得率が五二・四%まで上昇しており、若い世代の教職員の増加や学校現場における働き方改革の推進により、育児休業の取得者は今後さらに増えていくことが予想されます。

学校現場における働き方改革の成果として、男性職員も含め育児休業等の取得者が増えることは非常によい傾向と捉えられるものの、学校現場においては、育児休業等を取得した教員の代替者の配置が十分ではなく、休業中の教員の授業等をカバーするため他の教員に負担がかかっているとの声も聞いています。子供たちの教育環境を維持し、教員が安心して育児休業等を取得するためには、代替教員の確保は重要であると考えております。

そこで、代替教員の確保について、ここ数年間の課題と現状としてどのような対応を行っているのか、また、代替教員の必要数がさらに増加することが予想されるが今後どのように取り組んでいく考えなのか、教育長にお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

県教育委員会では、男性教職員が育児に参加をするということは、学校で児童生徒と接する上でも意義深いものがあると考えておりますことから、育児の大切さや意義を伝えながら、管理職による丁寧な面談を推進した結果、県教育委員会における男性職員の育児休業取得率は、令和二年度の二%から令和五年度は五二・四%と大きく増加したところであります。

こうした中、近年の大量退職に伴う大量採用により若手教員が増加しておりますことから、今後、育児休業等取得する教員の増加が予想され、代替教員の必要性はこれまで以上に高まるものと考えております。

代替教員の確保につきましては、県教育委員会では、経験豊かな退職教員一人一人に対しまして電話や手紙などにより代替教員としての勤務を要請しておりますほか、県のホームページやSNSでの情報発信、県内のコンビニエンスストア百三十六店舗へのポスターの掲示など、様々な手段を講じて広く代替教員の募集を行っているところであります。

また、代替教員となる新たな人材の掘り起こしにつきましても、教員免許を持ちながら教員としての勤務経験がないペーパーティーチャーや、現在は教壇から離れております教員経験者を対象とした説明会を令和四年度に村山地区で、令和五年度は村山、庄内の二地区で開催し、二年間で百三十一人の参加を得ております。説明会では、参加者から勤務条件などに関する個別の相談にも応じまして、結果八名が代替職員として勤務したところであります。

さらに、昨年度、山形大学や東北文教大学と協定を締結いたしまして、教職を志しております大学四年生十九名について特別非常勤講師として登録を行い、うち八名について代替教員として任用したところであります。

加えて、家庭の事情等でフルタイムでの勤務が困難な場合には、働き手のニーズに合わせ短時間での勤務を可能とするなど、働きやすい環境づくりにも努めているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、退職教員に対する個別の働きかけにつきまして回数を増やすなど強化を図りますとともに、教員経験者やペーパーティーチャー向けの説明会を今年度新たに置賜地区と最上地区でも開催いたします。さらに、現在書面で行っております代替教員の申込みについても、新たに電子申請を活用することで申し込みやすい環境を整備するなど、様々な取組を通しまして、代替教員の確保に一層努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 相田委員。

○相田（日）委員 ありがとうございます。

代替教員の対応については、県内四か所の教育事務所で市町村と連携しながら対応されているとお聞きしております。その部分については感謝を申し上げます。

ただ、答弁にもありましたが、二年間で百三十一人の参加がありながら、実際勤務された方は八名とのこと。対応策について、逆に百二十三名の方が勤務できない理由をもう少し深掘りしたほうが効果があるのではないかなど私は個人的に思っております。

ぜひとも新たな対策につながるよう、そういったところも検討していただきながら御対応をお願いします。

最後になります。市町村のDX推進に対する支援についてお伺いいたします。

スマートフォンが普及し、人とのコミュニケーションではSNSが普通となり、様々なアプリや電子マネーが使用され、我々の生活はデジタル技術なしには成り立たなくなっています。

市町村においてもデジタルを活用した住民サービスの向上に取り組んでおり、資料のとおり、私の住む高畠町においても、マイナンバーカード等のデータを取り込み住民の手間を省いた「書かない窓口」の導入、スマートフォンを活用して町内の店舗利用時にポイントを付与する地域ポイント事業を行っております。こちらが概要でございます。

（画像を示す）

しかしながら、市町村によってはデジタル施策を進めることに苦慮している自治体があり、意欲的に取組を進める市町村との差が生じていると聞いております。デジタルは専門的な知識や経験が必要となり、特に小規模の町村ではそうした能力を持った人材が不足していることが大きな課題と認識しております。

加えて政府は、資料のとおり、住民サービスの向上と行政の効率化を目的に、住民基本台帳や住民税などの全国の市町村に共通する二十の業務システムについて、令和七年度までに政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドの利用に向けて標準化・共通化を進めるとしており、県内の市町村においてもその対応を迫られているところです。こうした状況に対して、県としてもこれまで以上の支援が求められているのではないかと考えております。資料は、自治体情報システムの標準化・共通化の対応内容でございます。

県では、こうした状況をどのように認識し、市町村支援のためにこれまでどのような対応をしてきたか、また、今後の支援に向けた県の対応の考え方をみらい企画創造部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

デジタル技術を活用し暮らしやすい地域づくりや産業振興などを進めていく際には、住民に身近な市町村の取組が重要です。そのため、県では、市町村によるデジタル活用の拡大に向けた支援に取り組んでまいりました。具体的には、電子申請や施設予約システム等の導入に際して市町村の負担軽減を図るため、県と市町村が共同でシステムを調達しております。

また、市町村職員のデジタル活用能力の向上を図るため、デジタル技術の先進事例を学ぶ「デジタル道場」や、情

報担当職員に対する専門研修等を行っているところです。さらに、市町村が抱えるデジタル活用に関する個別の課題に対しましては、首都圏等の民間専門人材をデジタルアドバイザーとして派遣し助言等も行っております。デジタル道場は、令和三年度以降で十四回、四百四十六名の市町村職員が受講していただいております。デジタルアドバイザーは、七市町に六十五回の派遣を行っているところです。

行政分野のシステムの標準化・共通化対応につきましては、全く新たな業務でありますことから、作業工程の進捗管理や調達事務の助言など、各市町村の実情に応じて個別的に支援を行っており、現在のところ、全ての市町村において令和七年度末までの移行が完了できる見込みです。

このように、市町村におけるデジタル化は着実に前進しているものと認識しておりますが、本年四月に行った市町村への調査では、「職員に対するDX推進の研修が少ない・実施されていない」と回答した市町村が十八団体となっております。また、住民の窓口負担を軽減する取組であるいわゆる「書かない窓口」の導入については、「未定」が十五団体あるなど、今後、市町村のデジタル活用の拡大に向けては、なお一層の支援強化が必要と認識しております。

このため、今後は、取組が進んでいない市町村をターゲットに職員研修の一層の充実や、各市町村の課題に即した個別具体的なカリキュラムの設定、デジタルアドバイザーの派遣を強化するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金等の活用など必要な財源の確保についても支援してまいりたいと考えております。

こうしたきめ細かな支援を行うことで、県民の誰もが県内のどの市町村に住んでいてもデジタル化のメリットを最大限享受できるよう、本県全体のDXの推進にしっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 相田日出夫委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、三十日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会